

資料 1-2

吹田市第4次総合計画 基本構想・基本計画(案)

平成30年(2018年)8月
吹田市

《 目 次 》

基 本 構 想

I. 策定の趣旨	3
II. 総合計画の概要	4
1. 総合計画の役割	4
2. 計画の構成	4
3. 計画の期間	5
III. 策定の背景	6
1. 吹田市の概要	6
2. 吹田市の特徴	7
3. 人口の推移と将来人口の推計	11
4. 吹田市を取り巻く社会潮流	12
IV. 吹田市の将来像	14
1. 将来像	14
2. 都市空間の方向性	15
V. 施策の大綱	17

基 本 計 画

I. 体系図	22
II. 基本計画推進のために	24
1. 基本計画の進行管理	24
2. 個別計画による各分野の取組の推進	26
3. 財政運営の基本方針	27
III. 政策・施策	30
1-1 (人権・市民自治) 平和と人権を尊重するまちづくり	30
1-2 (人権・市民自治) 市民自治によるまちづくり	32
2-1 (防災・防犯) 災害に強く安心して暮らせるまちづくり	34
2-2 (防災・防犯) 犯罪を許さないまちづくり	36
3-1 (福祉・健康) 高齢者の暮らしを支えるまちづくり	38
3-2 (福祉・健康) 障がい者の暮らしを支えるまちづくり	40
3-3 (福祉・健康) 地域での暮らしを支えるまちづくり	42
3-4 (福祉・健康) 健康・医療のまちづくり	44
4-1 (子育て・学び) 子育てしやすいまちづくり	46
4-2 (子育て・学び) 学校教育の充実したまちづくり	48
4-3 (子育て・学び) 青少年がすこやかに育つまちづくり	50
4-4 (子育て・学び) 生涯にわたり学べるまちづくり	52
5-1 (環境) 環境先進都市のまちづくり	54
6-1 (都市形成) みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり	56
6-2 (都市形成) 安全・快適な都市を支える基盤づくり	58
7-1 (都市魅力) 地域経済の活性化を図るまちづくり	60
7-2 (都市魅力) 文化・スポーツに親しめるまちづくり	62
7-3 (都市魅力) 市民が愛着をもてるまちづくり	64
8-1 (行政経営) 行政資源の効果的活用	66
IV. 市民意識指標(体系別)	68

附 属 資 料

I. 施策指標の一覧	73
II. 地域の特性	80
III. 用語集	97

基本構想

I. 策定の趣旨

本市は、昭和 54 年（1979 年）に吹田市総合計画を策定して以来、3 次にわたる総合計画を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

平成 18 年（2006 年）の第3次総合計画策定から 10 年以上が経過する中で、本市はさまざまな課題に直面しています。世界経済の混迷や東日本大震災のような大規模災害の発生といった社会経済状況の変化は、市民生活に大きな影響を与えています。また、日本全体では人口減少が進む中、本市では、近年、転入超過による人口増加が続いており、待機児童の急増といった課題への対応が求められているところです。さらに、今後、わが国で一層進展する少子高齢化や人口減少は、社会保障費の増大や経済成長の鈍化、地域におけるコミュニティの弱体化など、市政運営や市民生活に大きな影響を与えることが懸念されます。

そのような時代の変化の中で、市民一人ひとりが安心安全で豊かな生活を実感できる社会を築き、それを将来世代へ引き継ぐことができるまちづくりに取り組んでいく必要があります。その取組にあたっては、市民と行政とが、互いの役割と責任を認識しながら、協働により地域の課題に対応していくことが重要です。また、その市民とは住民だけでなく、本市にある学校や職場に通う人、本市で活動する事業者や団体など、さまざまな主体をさします。

こうした視点から、第3次総合計画の目標年次である平成 32 年度（2020 年度）を前に、改めて本市のめざすべき将来像を見通し、本市のまちづくりを推進するための今後 10 年間の指針として、第4次総合計画を策定します。

II. 総合計画の概要

1. 総合計画の役割

平成 23 年（2011 年）の地方自治法改正により、地方自治体における総合計画の策定義務が撤廃されましたが、本市では、自治基本条例で総合計画を策定することを定めています。変化が激しい時代において、進むべき大きな方向を見失うことなく市民や職員が共有できる、市政運営上の基本的な指針となるよう総合計画を策定します。

また、総合計画に基づき、各分野におけるさまざまな個別計画の総合調整を行うとともに、PDCA サイクルのもと、取組の成果と課題を確認しながら計画を推進することにより、効果的かつ効率的な行政運営をめざします。

2. 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成します（図表 II-1）。

● 基本構想

基本構想は、本市がめざす将来像とそれを実現するための基本方向を施策の大綱として示します。

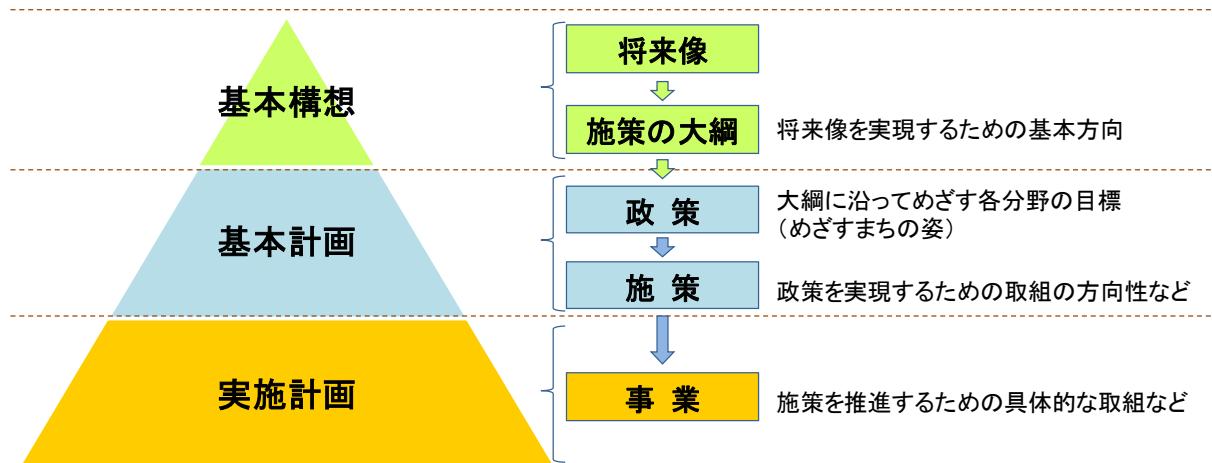
● 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる施策の大綱に沿った政策・施策を体系的に示します。

● 実施計画

実施計画は、基本計画で定めた施策を推進する具体的な事業内容と財政計画を示します。

図表 II-1 計画の構成

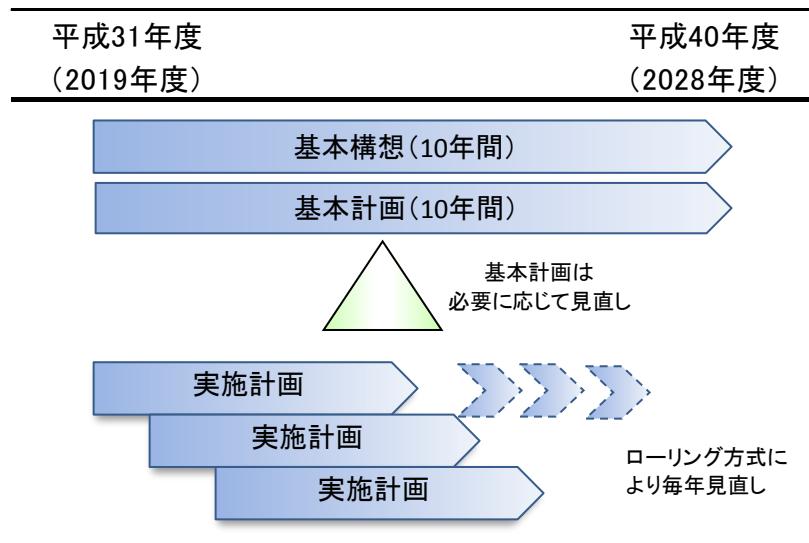


3. 計画の期間

基本構想と基本計画の計画期間は、平成31年度(2019年度)から平成40年度(2028年度)までの10年間とします。

ただし、基本計画については、計画の評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行います。また、実施計画の計画期間は5年間とし、ローリング方式により毎年度見直しを行います(図表II-2)。

図表II-2 計画の期間



III. 策定の背景

1. 吹田市の概要

(1) 位置・地勢

本市は、大阪府の北部に位置し、東は茨木市及び摂津市、西は豊中市、南は大阪市、北は箕面市に接しており、東西 6.3km、南北 9.6km、面積は 36.09 km²を占めています。

地勢としては、北部は北摂山系を背景として標高 20mから 116mのなだらかな千里丘陵、南部は安威川、神崎川、淀川のつくる標高 10mほどの低地から形成されています。

(2) 市の沿革

市域では、水に恵まれた土地であったことを背景にかなり古くから生活が営まれ、さまざまな文化が育まれてきました。明治9年（1876年）の大阪・向日町間の官営鉄道の開通を機に発展が始まり、明治22年（1889年）の有限責任大阪麦酒会社（現アサヒビール株式会社）の設立、大正12年（1923年）の国鉄吹田操車場の操業開始により、「ビールと操車場のまち」といわれるようになりました。

また、大正10年（1921年）には北大阪電気鉄道（現阪急電鉄）の十三・千里山間も開通し、大阪市の商工業の発展に伴い、近郊住宅地として市街化が進展してきました。

昭和15年（1940年）には吹田町が隣接する千里村、岸部村、豊津村と合併し、吹田市として市制が施行され、昭和28年（1953年）には新田村の下新田地区と、昭和30年（1955年）には山田村と合併し、ほぼ現在の市域となりました。

昭和30年代の高度経済成長期に入ってからは、千里ニュータウンの建設をはじめとした宅地開発とそれに伴う都市基盤の整備が進み、人口が急激に増加しました。昭和45年（1970年）には「人類の進歩と調和」をテーマに日本万国博覧会が開催され、本市の存在を広く知らしめました。この博覧会に関連して広域幹線道路や鉄道網をはじめとする都市基盤が整備され、これに伴い大阪都心と直結された江坂地区においては、企業などの集積が進みました。現在は、市域のほぼ全域に市街地が広がり、都市基盤が整った状況にあります。

(3) 都市宣言

本市では、3つの都市宣言を行っており、まちづくりの基本としています。

①非核平和都市宣言 一昭和58年（1983年）8月

人類共通の願いである恒久平和の実現と核兵器の廃絶を願い、非核平和都市であることを宣言しています。

②健康づくり都市宣言 一昭和58年（1983年）10月

健康は、心ゆたかで活力に満ち充実した生活を営むための市民共通のねがいとし、市民の理解と参加を得て、健康づくり都市の実現に向けて取り組むことを宣言しています。

③安心安全の都市（まち）づくり宣言 一平成20年（2008年）3月

市民、企業、行政が力を合わせて、安心してくらすことのできる安全なまち、いつまでも誇りをもって住み続けたいと思えるまちをめざし、取り組むことを宣言しています。

2. 吹田市の特徴

(1) 交通の利便性

本市は、名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道の結節点を有するとともに、市域から 10km 圏内には JR 新大阪駅や大阪国際空港が位置しており、遠隔地との交通の便に優れています。また、国道をはじめとする幹線道路や複数の鉄道路線が市内を通るとともに、多くの鉄道駅があり、大阪都心部や近隣都市との間の移動を容易にしています。また、平成 31 年（2019 年）には JR おおさか東線（放出・新大阪間）が開通し、本市にも新たに南吹田駅が設置され、さらなる利便性の向上が期待されています（図表 III-1）。

このように本市は、広域交通の利便性に優れており、商業・業務施設が立地するうえで有利な条件を備えています。また、大阪都心部などへの通勤・通学など日常的な市民生活の利便性は、本市の住宅地としての魅力を高める大きな要因の 1 つとなっています。

(2) 大学・研究機関・文化施設の充実したまち

本市は 5 つの大学があり、多くの学生が通うまちです。また、国立循環器病研究センターを中心とした国際級の複合医療産業拠点となる北大阪健康医療都市（健都）の取組が進められているほか、理化学研究所の研究施設など国内有数の研究機関が立地しています。

日本万国博覧会の会場跡地には、みどりに包まれた広域公園があり、日本庭園や自然文化園、国立民族学博物館などのほか、Jリーグガンバ大阪のホームスタジアムである市立吹田サッカースタジアムが整備されています。市域には、市立の博物館や文化会館（メイシアター）なども設置されています（図表 III-1）。

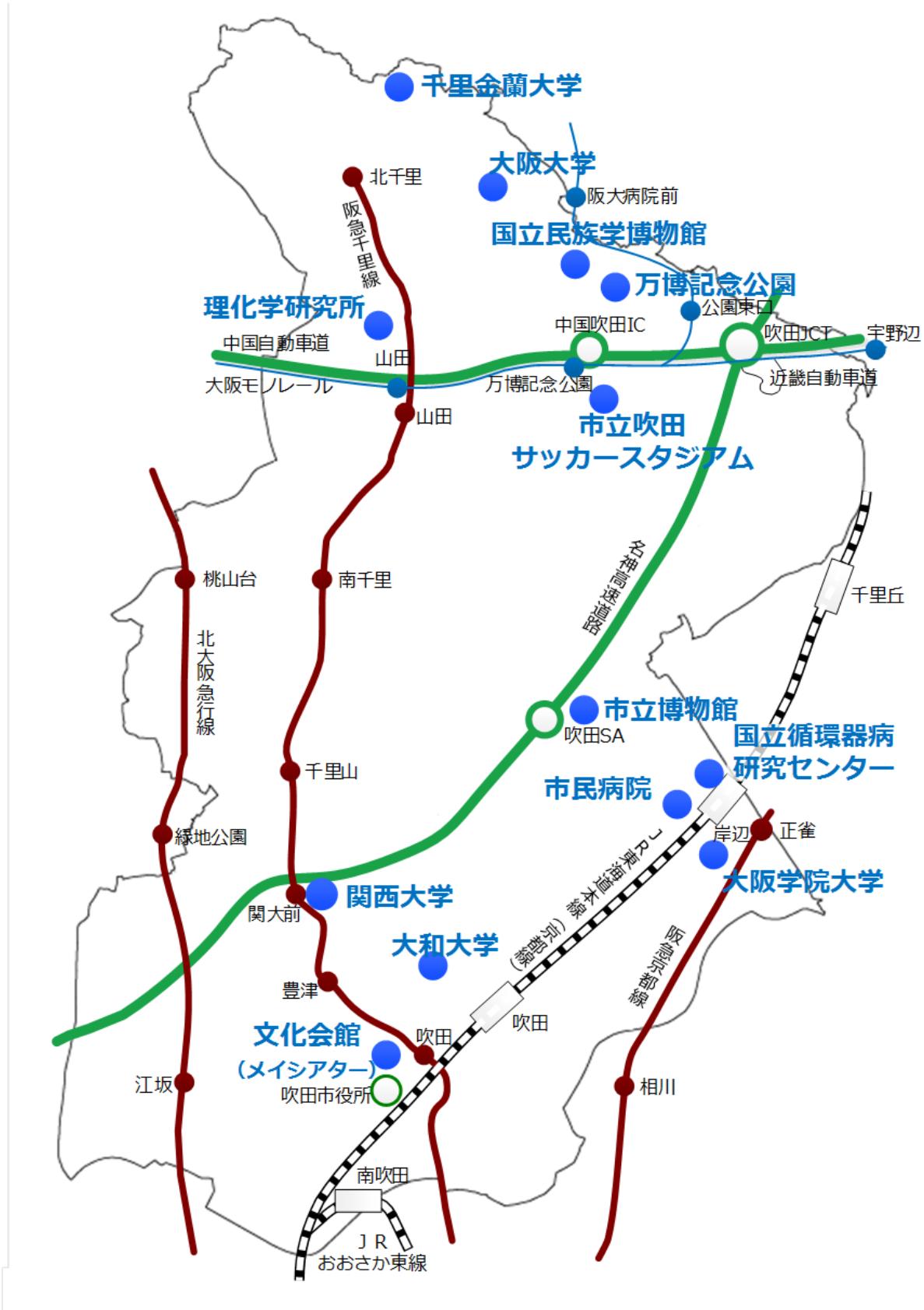
このように、多くの大学・研究機関や文化施設が立地しており、学術・研究・文化を育む環境が充実しています。

(3) 暮らしを支える生活関連施設

国立循環器病研究センターと大阪大学医学部附属病院、市民病院などの医療機関が数多く立地して、市民生活の安心を支えています（図表 III-1）。

また、コミュニティセンターと市民センターなどのコミュニティ施設、保育所や児童会館、デイサービスセンターなどの福祉施設、図書館や公民館などの社会教育施設、そして体育館や市民プールなどの体育施設など、さまざまな公共施設を地域に配置しています。

図表 III-1 主要施設など



(4) 複合型都市

本市は、鉄道網の整備や千里ニュータウンの建設、土地区画整理事業に伴う宅地開発などにより、大阪都市圏における住宅都市として発展してきました。一方、江坂駅周辺では卸売・小売業などの店舗や企業の集積がみられるとともに、市内には多くの大学が立地しています。このように、本市は住宅都市でありながら、多くの企業や大学などを有する複合型都市といえます。

そのため、本市に住む就業者の6割が市外へ通勤する一方、市内の事業所で働く人の5割以上が他市から通勤してきています。また、通学で市外に出る人よりも、通学で本市に来る人が多くなっています。(図表 III-2)。

(5) 地域ごとに異なる特色

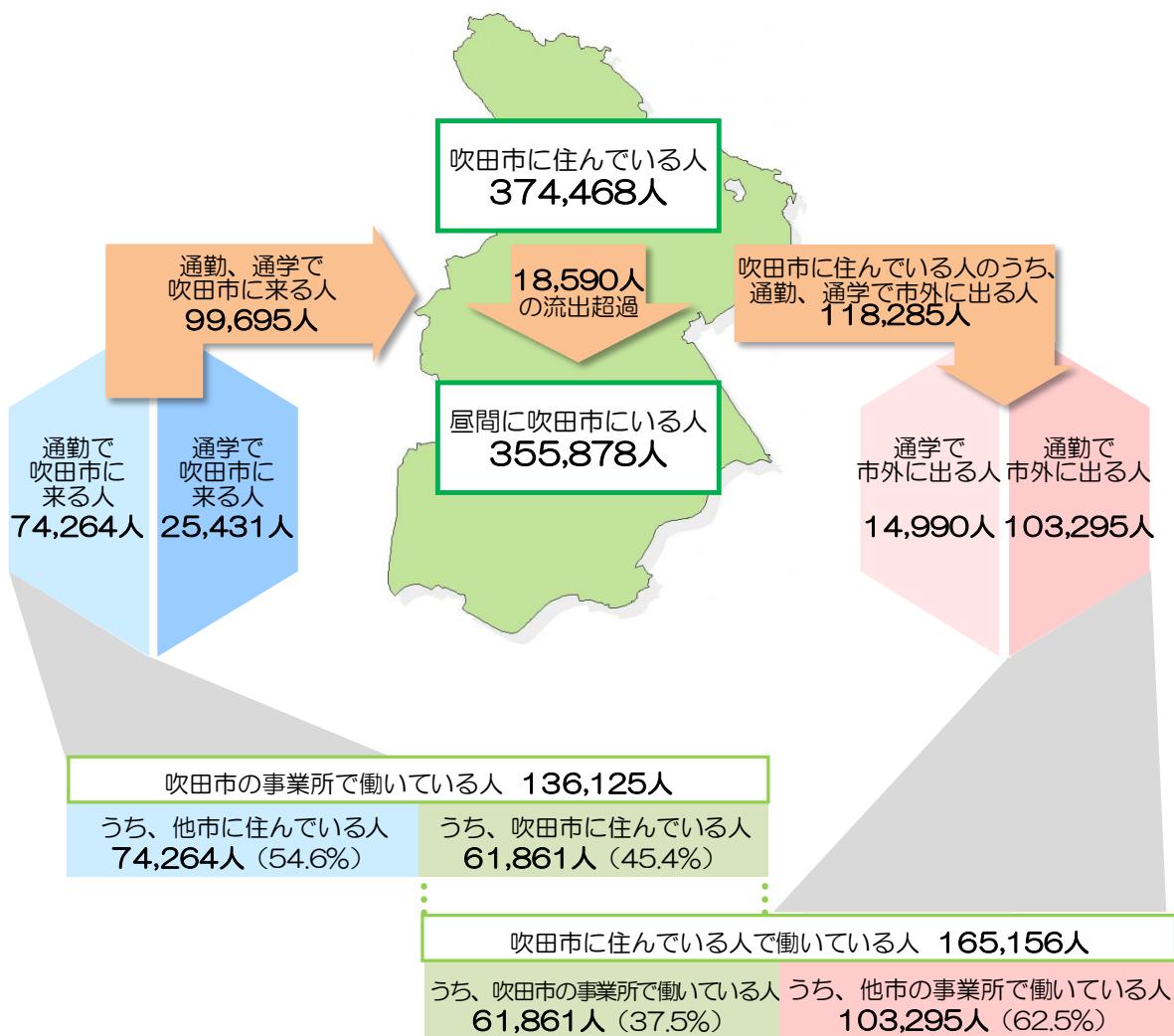
市域北部には、計画的なまちづくりが行われた千里ニュータウンや万博記念公園などにおいてみどり豊かな環境が形成されるとともに、文化・レクリエーション施設や大阪大学などの学術・研究施設が集積しています。

一方、市域南部には、大阪市に隣接する立地条件の良さなどを背景に、工業や商業などの産業機能の集積がみられます。さらに、北大阪健康医療都市（健都）においては、医療機関や医療関連企業などが集積する複合医療産業拠点の形成をめざすとともに、健康・医療のまちづくりを進めています。

また、かつて水上交通の要衝として、あるいは旧街道筋のまちとして栄えた地域や神社への参拝者でにぎわった地域などでは、歴史的なまちなみの面影を今に残しています。

このように、本市は、地域ごとに異なる特色をあわせもっており、それを生かしながらまちづくりが進められてきました。

図表 III-2 通勤・通学の様子



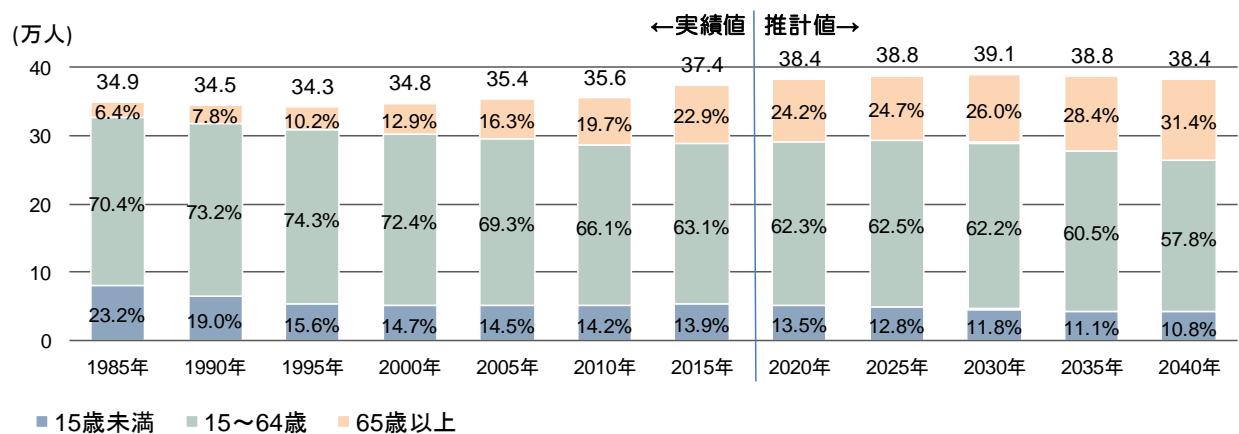
総務省「平成 27 年（2015 年）国勢調査」から作成

※「吹田市在住で従業地が不詳または外国」の人口は、「吹田市在住で市内で従業」及び「吹田市在住で市外で従業」の人口比で按分。「吹田市在住で通学地が不詳または外国」の人口も同様

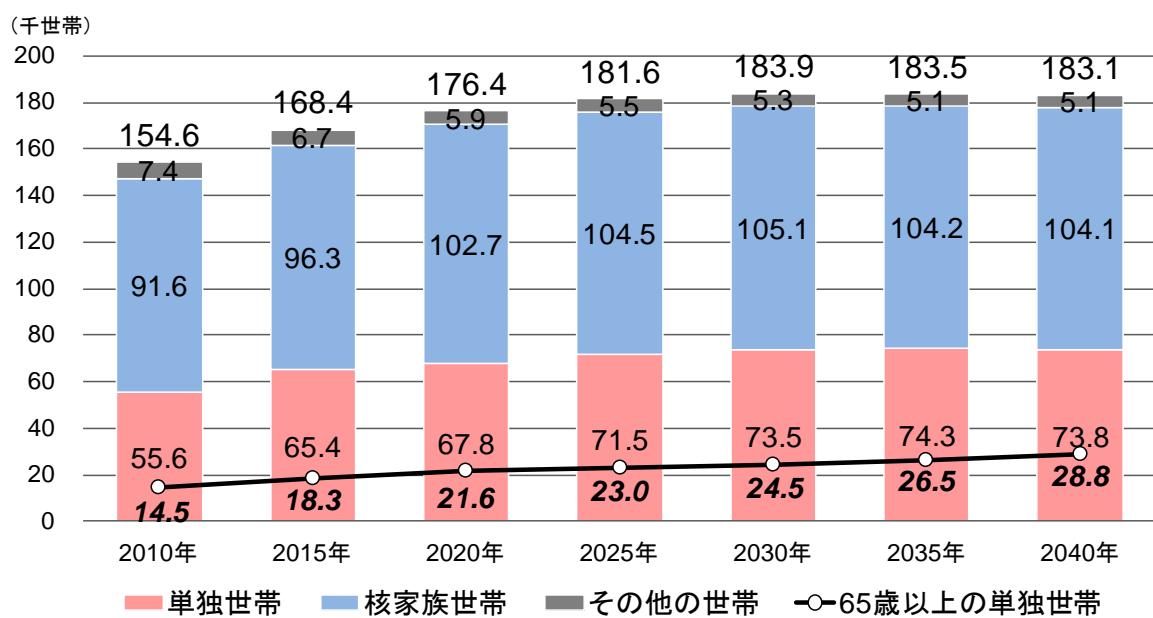
3. 人口の推移と将来人口の推計

本市の人口は、近年、住宅用地の再整備を背景に増加し続けています。今後も、千里ニュータウンの建替えや新たな住宅建設により、当面の間は人口が増加する見込みですが、将来的には人口が減少しはじめると予測されます。人口構造は、年少人口と生産年齢人口がいずれも減少している一方、老人人口は増加してきており、今後も少子高齢化が進展する見込みです。また、高齢者の単独世帯についても、増加していくことが予測されます(図表 III-3、図表 III-4)。

図表 III-3 吹田市の人口の推移と将来人口の推計



図表 III-4 吹田市の将来世帯数の推計



平成 27 年（2015 年）まで総務省「国勢調査」から作成

平成 32 年（2020 年）以降は吹田市「吹田市第 4 次総合計画策定に係る人口推計について」から作成

4. 吹田市を取り巻く社会潮流

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

わが国は、平成 20 年（2008 年）をピークに人口減少の時代に突入しています。また、総人口の減少と同時に、少子高齢化が進展し人口構造も大きく変化しています。高齢化に伴い、今後、医療・年金・介護といった社会保障費が増大するほか、生産年齢人口の減少により、働き手の減少や税収の減少など市民生活全般に大きな影響を及ぼすことが懸念されており、今後の人口動向を十分に見据えた対応が必要となっています。

(2) 経済情勢と働く環境の変化

わが国の経済情勢は、1990 年代初めのバブル経済の崩壊や平成 20 年（2008 年）の世界同時不況の影響から、長期的に厳しい状況が続いており、低成長率の傾向が定着している状況にあります。雇用環境については、近年、失業率が改善している一方で、契約社員やパート・アルバイトといった非正規雇用者の割合が高まっているなど、雇用形態が変化してきています。また、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加などにより、都市部での待機児童の増加などが社会問題となっています。そのような状況において、安心して働きながら暮らすことができる環境の整備が求められています。

(3) 安心安全に対する意識の高まり

東日本大震災などの大規模な地震のほか、台風、ゲリラ豪雨などの自然災害が相次いで発生し、また、子供や高齢者を狙った犯罪が多発しており、防災・防犯に対する市民の意識が高まっています。日ごろから市民一人ひとりの安心安全に対する意識をより一層高め、家庭や地域コミュニティ、行政などのさまざまなレベルでの備えを強化していくことが求められています。

(4) 環境問題への対応

地球温暖化や環境負荷の増大、生態系の破壊など、世界的に環境問題が深刻化しています。持続可能な社会の実現に向け、低炭素社会への転換を進めるほか、資源の再利用・再資源化を進めるなど循環型社会の構築や、生物多様性に配慮しながら限りある自然環境を保全する自然共生社会の構築などの取組を進めていく必要があります。

(5) 高度情報化社会の進展

インターネットの利用率が年々上昇し、スマートフォンなどの携帯端末の普及やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）をはじめとした多種多様なサービスが飛躍的に発展し、いつでもどこでも情報交換や交流することが可能となっています。一方で、サイバー犯罪や個人情報の漏えいなどが社会問題となっており、セキュリティ対策や個人情報の保護、情報教育の充実が求められています。

(6) 地方分権の推進と市民によるまちづくり

地方分権改革が進められる中、地方自治体の役割と責任の範囲が大幅に拡大しています。各自治体は、地域の実態や住民ニーズを把握しながら、質の高いサービスを効率的に実施することが求められています。

また、市民のライフスタイルや価値観が多様化する中、画一的な行政サービスだけではさまざまな市民ニーズに対応することが困難になってきており、地域におけるコミュニティ組織や市民団体、NPOなどの役割がますます重要になってきています。

(7) 公共施設の老朽化への対応

さまざまな公共施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く、これらの施設の老朽化への対応が急務となっていますが、各自治体にとっては財政面などで大きな負担となります。また、今後の公共施設の需要の変化も踏まえ、中長期的な視点をもって計画的に施設の更新や長寿命化を行うとともに、複合化や集約化などを含め、適切な施設整備を進める必要があります。

IV. 吹田市の将来像

1. 将来像

豊かなみどりに彩られた良好な生活環境。充実した医療・教育・研究環境と産業の集積。歴史と文化が息づくまちなみ。活発な市民活動に裏付けられる高い市民力・地域力。——吹田市は、昭和 15 年（1940 年）に市制を施行して以降、先人のたゆまぬ努力のもと、暮らし全般において魅力ある住宅都市として深みを増しながら発展してきました。

かつて本市は「ビールと操車場のまち」と呼ばれました。東洋一といわれた吹田操車場の跡地は、北大阪健康医療都市（健都）に生まれ変わり、健康寿命の延伸をめざした先進的な取組が進められようとしています。日本初のニュータウンである千里ニュータウンは、まちびらきから 50 年以上が経過した現在も、計画的に建替えが進められ、さらなる成長を続けています。また、日本万国博覧会の感動の面影を残した自然豊かな万博記念公園は、市民が誇りを抱く憩いの場となっているとともに、ガンバ大阪の本拠地である市立吹田サッカースタジアムなども建設され、市内外から多くの人が訪れています。こうした地域資源は、本市のみならず北摂全体の活力と魅力を高める財産といえます。

多くの都市で人口減少が進む中、本市の人口は現在も増加しています。しかし、本市においても少子高齢化は着実に進み、いずれは人口が減りはじめることが予測され、医療・介護などの社会保障に関する費用が増大するなど、さまざまな問題に直面していくことになります。さらに、高度経済成長期に集中的に整備された学校や道路、上下水道などの公共施設の老朽化対策がピークを迎えるようとしています。そのような中でも、まちの魅力の維持・向上を図りながら、多様化・複雑化している市民ニーズや超高齢社会の課題などにも柔軟に対応し、市民の暮らしを支えていかなければなりません。

そのためには、市民と行政とがそれぞれの役割と責任のもと、地域の課題の解消に向けた取組を進めることが重要です。これまで以上に、協働の取組を促進するなど、市民一人ひとりが尊重される市民自治の理念に基づいたまちづくりを進める必要があります。また、近隣自治体、企業、大学などとの連携を強化しながら、長期的な視点をもってまちづくりを進める必要があります。

これまで、高い市民力・地域力がまちづくりの原動力となり、さまざまな地域資源を生かしながら、温かく豊かなまちがつくられてきました。変化の激しい時代にあっても、未来を見据えてさまざまな課題に対応するための施策を実行し、まちの魅力や強みをさらに高めながら、確実に将来世代へつなぎ、だれもが安心してすこやかで快適に暮らし続けられるまちをめざします。

2. 都市空間の方向性

本市は、さまざまな市街地形成の経過や地形的条件をもつ個性豊かな地域で構成されています。その大部分を住宅地が占めますが、商業・業務、産業、文化・スポーツ・レクリエーション、学術・研究、健康・医療など、多様な都市機能も集積しています。

それぞれの地域がもつ特性やポテンシャルを踏まえながら、魅力ある都市空間の形成をめざします(図表 IV-1)。

(1) 地域ごとの特徴ある拠点の形成

地域の玄関口となる鉄道駅周辺は、都市全体の中心的な機能や地域の生活を支えるさまざまな機能が集積しており、地域ごとの特性に応じた拠点の形成を図ります。

(各拠点のまちづくり方針)

都市拠点（都市機能が集積する拠点）

- JR 吹田駅周辺 商店街などの活性化の動きと連携を図りながら商業空間としての拠点
- 阪急吹田駅周辺 各種の公共施設の集積を生かした市民生活の中心的な機能をもつ拠点
- 江坂駅周辺 交通利便性などを生かした商業・業務機能が高度に集積する拠点
- 岸辺駅周辺 北大阪健康医療都市（健都）として医療産業などが集積する拠点
- 万博記念公園周辺 文化・スポーツ・レクリエーション機能が集積した広域性の高い拠点

地域拠点（地域の中心となる拠点）

- その他の鉄道駅周辺 生活関連機能の充実などを図りながら地域の中心となる拠点

(2) 都市間・市内のネットワークの形成

地域の拠点で展開される活動を活発化するため、都市間や市内の拠点間の広域的なネットワークを形成し、人、物、情報の交流を図ります。

(ネットワークの形成)

- 都市間のネットワーク 大阪都心部や北大阪地域、さらには阪神地域・京阪地域など、周辺都市との結びつきを強めるネットワーク
- 市内のネットワーク 市内の拠点間の連携を図るネットワーク

(3) 人と自然の共生空間の形成

市域全体が市街化されている中、市街地内に残る貴重な自然環境は、生物多様性の保全、良好な環境の確保、潤いのある景観の形成、レクリエーションの場や防災機能の提供など、さまざまな面から重要な役割を担っています。そのような自然環境の規模やつながりを確保するなど、人と自然の共生空間の形成を図ります。

(市街地内の自然環境の例)

- 安威川や神崎川に残る河川の自然環境
- 千里丘陵南端部の斜面緑地をはじめとする竹林やため池などの自然環境
- 千里ニュータウンや万博記念公園を中心に整備された大規模な公園などの豊かなみどり

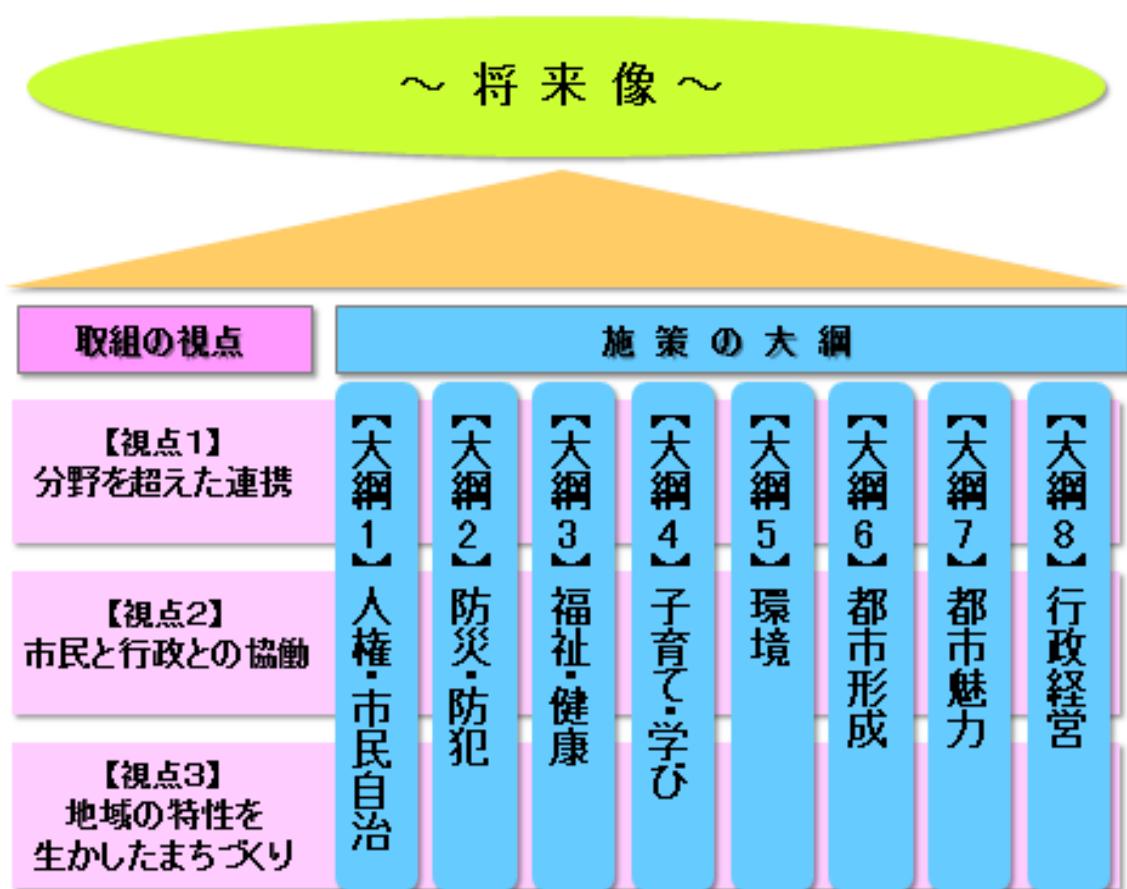
図表 IV-1 都市空間の方向性



V. 施策の大綱

将来像を実現するための基本方向を、8つの分野に分けて「施策の大綱」として示します。

また、すべての分野に共通する3つの視点を「取組の視点」として示します。



施策の大綱

大綱1【人権・市民自治】

平和の尊さを重んじ、性別などにかかわりなく市民一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合う豊かな人権感覚を育み、だれもが対等な社会の構成員として暮らせるまちづくりを進めます。また、市民と行政との協働による取組を進めるとともに、地域における多様なコミュニティ活動の支援に努めるなど、市民自治の確立に向けて取り組みます。

大綱2【防災・防犯】

さまざまな災害に対応するため防災・減災対策や消防体制を充実させるとともに、市民が犯罪やトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐための取組を進めます。また、地域での助け合いや市民の意識向上を支援するとともに、市民、企業、関係機関との連携のもと、だれもが安心して安全に暮らせるまちをめざします。

大綱3【福祉・健康】

高齢者や障がい者をはじめ、だれもが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らし続けられるまちづくりに取り組みます。また、健康寿命の延伸をめざし、すこやかで心豊かに暮らせる健康・医療のまちづくりに取り組みます。

大綱4【子育て・学び】

安心して子供を産み育てることができ、すべての子供の育ちが尊重されるとともに、豊かに学ぶことができるよう、家庭、地域、学校などの連携・協働のもと、子育て・教育環境の充実をめざします。また、すべての市民が生涯にわたって学べる環境を整えるとともに、学びの活動を通じて人と人、人と地域がつながるまちづくりに取り組みます。

大綱5【環境】

持続可能な社会の実現をめざし、市民が親しみをもてるような貴重な自然を守り育てるとともに、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、低炭素、資源循環、自然共生を基調としたまちづくりを進めます。

大綱6【都市形成】

安心で快適に暮らせる魅力ある都市空間を形成するため、さまざまな都市機能の充実を図ります。また、市民の暮らしを支える道路などの都市施設について、災害に対する備えや環境負荷の軽減などに配慮しながら、計画的な整備や維持管理・更新を行います。

大綱7【都市魅力】

大学のあるまちといった強みや、文化・スポーツなどの活動を通じて育まれた市民のつながりなどを地域資源として活用しながら、これまで受け継がれてきた魅力を発信するなど、市民のまちに対する愛着を深め、一層の魅力向上をめざします。また、地元企業の事業活動や創業を支援することにより、雇用の創出や地域経済の活性化をめざします。

大綱8【行政経営】

持続可能なまちづくりを実現するため、PDCAサイクルによる進行管理のもと施策を推進するとともに、公共施設などの資源を長期的に有効活用できるよう公共施設の最適化に取り組むなど、効果的かつ効率的な行政経営を行います。また、市民にとって身近な基礎自治体として、地方分権の進展に伴う権限移譲に対応するなど自主・自立のまちづくりに努めます。

取組の視点

視点1【分野を超えた連携】

総合計画では、分野ごとに取り組むべき施策を体系化して示しています。しかし、実際の市民生活における問題や課題は、複数の行政分野にわたる複雑な要因から生じている場合があり、1つの行政分野における取組だけで解決できるとは限りません。そのような課題に的確に対応し、より効果的・効率的に取組を進められるよう、必要に応じて横断的かつ柔軟な体制を構築するなど、いわゆる縦割りにとらわれず総合的な視点をもったまちづくりに努めます。

視点2【市民と行政との協働】

多様化・複雑化している課題や市民ニーズにきめ細かく対応するためには、地域で活動するさまざまな団体や大学、事業者、行政がお互いの特性と強みを生かしながらまちづくりを進めることが重要です。まちづくりのあらゆる場面において、多様な市民の参画を促進するとともに、公益的な活動の担い手の拡大を図るなど、これまで以上に、市民と行政との協働の促進に努めます。

視点3【地域の特性を生かしたまちづくり】

本市は、歴史的な面影を残す地域や、計画的な住宅開発や道路・公園などの整備が進められた地域、工業や商業が集積する地域など、さまざまな特性をもった地域から成り立っています。地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めるとともに、さまざまな課題を解消していくため、地域ごとの特性や課題を把握することが重要です。

地域の実情に応じた圏域設定を行い、地域の特性や課題を把握・分析しながら取組を進めるなど、地域の特性を生かしたまちづくりに努めます。なお、圏域設定は、小学校区単位や、一定の生活圏域を広域的に区分するブロック単位などを、柔軟に組み合わせて行うこととします。

基本計画

I. 体系図

将来像

大綱		政策	施策
1 人権・市民自治	1 平和と人権を尊重するまちづくり	1 非核平和への貢献 2 人権の保障 3 男女共同参画の推進	
	2 市民自治によるまちづくり	1 情報共有の推進 2 市民参画・協働の推進 3 コミュニティ活動への支援	
2 防災・防犯	1 災害に強く安心して暮らせるまちづくり	1 危機管理体制の充実 2 防災力・減災力の向上 3 消防・救急救命体制の充実	
	2 犯罪を許さないまちづくり	1 防犯力の向上 2 消費者意識の向上	
3 福祉・健康	1 高齢者の暮らしを支えるまちづくり	1 生きがいづくりと社会参加の促進 2 むらしを支える支援体制の充実 3 介護保険制度の安定的運営	
	2 障がい者の暮らしを支えるまちづくり	1 生活支援など暮らしの基盤づくり 2 社会参加の促進	
	3 地域での暮らしを支えるまちづくり	1 地域福祉の推進 2 生活困窮者への支援と社会保障制度の適正な運営	
	4 健康・医療のまちづくり	1 健康づくりの推進 2 健都を生かした健康づくりと医療イノベーションの促進 3 地域医療体制の充実	
4 子育て・学び	1 子育てしやすいまちづくり	1 就学前の教育・保育の充実 2 地域の子育て支援の充実 3 配慮が必要な子供・家庭への支援	
	2 学校教育の充実したまちづくり	1 学校教育の充実 2 学校教育環境の整備	
	3 青少年がすこやかに育つまちづくり	1 青少年の健全育成 2 放課後の居場所の充実	
	4 生涯にわたり学べるまちづくり	1 生涯学習活動の支援 2 生涯学習環境の整備	

大綱		政策	施策	実施計画	
5 環境		1 環境先進都市のまちづくり	1 低炭素社会への転換の推進 2 資源を大切にする社会システムの形成 3 安全で健康な生活環境の保全と自然共生の推進		
6 都市形成		1 みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり 2 安全・快適な都市を支える基盤づくり	1 土地利用誘導と良好な景観形成 2 良好的住環境の形成 3 みどりの保全と創出 4 道路などの整備 5 水道の整備 6 下水道の整備 7 交通環境の整備		
7 都市魅力		1 地域経済の活性化を図るまちづくり 2 文化・スポーツに親しめるまちづくり 3 市民が愛着をもてるまちづくり	1 産業振興と創業支援 2 就労と働きやすい環境づくりへの支援 3 文化的振興 4 文化財の保存と活用 5 地域におけるスポーツの振興 6 魅力の向上と発信 7 本市独自の強みを生かしたまちづくり		
8 行政経営		1 行政資源の効果的活用	1 効率的・効率的な行政運営の推進 2 公共施設の最適化 3 人材育成の推進 4 I C T の利活用		
取組の視点					
1 分野を超えた連携					
2 市民と行政との協働					
3 地域の特性を生かしたまちづくり					

II. 基本計画推進のために

1. 基本計画の進行管理

(1) PDCA サイクルによる進行管理

基本計画で示す政策・施策は、毎年度、具体的な事業を盛り込んだ実施計画を策定しながら、個別の事業によって実施されます。また、実施した事業の成果や進捗状況は、行政評価により把握・分析し、その評価結果を実施計画の策定に生かすことで、取組の改善や成果の向上を図ります。

そのような、Plan（計画） - Do（実施） - Check（評価） - Action（改善）のサイクル（PDCAサイクル）に沿って基本計画の進行管理を行い、効果的・効率的に取組を推進します（図表 II-1）。

図表 II-1 PDCAサイクルによる進行管理の流れ



(2) Check(評価)の考え方

基本計画では、各施策の取組の目標や方向性を共有するとともに、実施した取組の成果や進捗状況を客観的に評価するため、「施策指標」を設定しています。施策指標を活用し、行政評価により基本計画の進行管理を行います。

また、施策指標とは別に、さまざまな施策や政策を実現することで向上をめざす「市民意識指標」を設定しています。市民意識指標は、まちづくりのさまざまな場面に関わる市民の意識や行動、満足度などの観点から、実施した取組の成果を把握・分析するために活用します。

(行政評価)

- 毎年度、行政評価により、実施した取組の成果や進捗状況を把握・分析します。その際、施策指標や新公会計制度の財務諸表などを十分に活用します。なお、行政の取組の成果は、数値や費用対効果だけで測ることは困難なものも多いことから、数値では表せない成果などについても評価を行うよう留意する必要があります。

(施策指標)

- 施策指標は、取組を行うことで実現する成果や、目標に向けて取組をどれだけ行うかの活動量などを指標とし、取組の成果や進捗状況をできるだけわかりやすく、客観的に評価できるものを設定することとします。
- 施策指標は、社会経済状況の変化や取組の進捗状況などを踏まえ、行政評価の際に、必要に応じてより適切な指標を再設定することとします。

(市民意識指標)

- 市民意識指標は、市民の意識や行動、満足度などを指標として設定します。基本計画の見直しや次期総合計画の策定の際、その他必要に応じて、市民意識指標の進捗状況を確認します。また、市民意識指標は、4年に1回を基本とする市民意識調査により調査を行います。

2. 個別計画による各分野の取組の推進

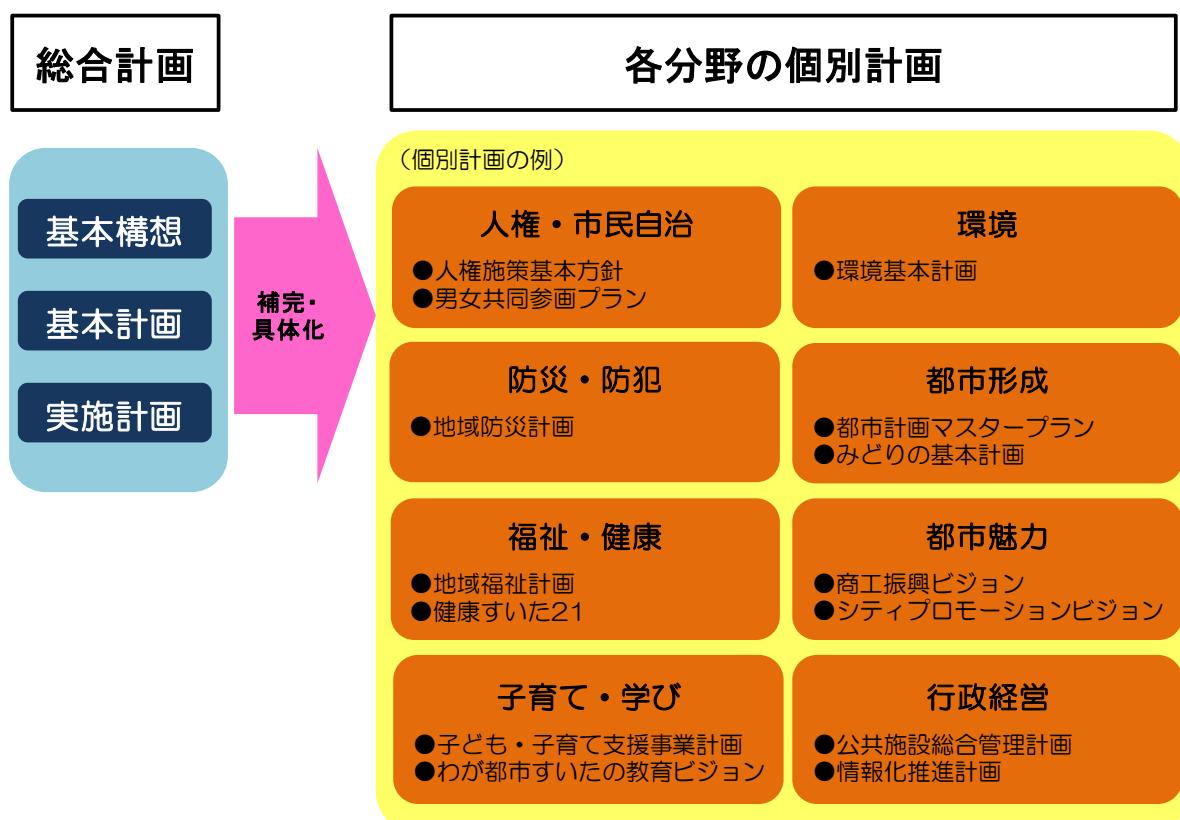
総合計画では、市のめざす将来像を示し、その実現に向けた各分野の目標や取組の方向性を政策・施策として示しています。

各分野において取組を実施するにあたっては、分野ごとの課題を詳細に整理したうえで、より具体的な施策や事業を検討します。そのため、必要に応じて、各分野の個別計画により総合計画の補完・具体化を行いながら、さまざまな取組を進めます(図表 II-2)。

また、個別計画の推進にあたっては、行政評価などの活用を図りながら、適切な進行管理を行うこととします。

- 各分野の個別計画では、対象となる分野の課題を整理し、目標や方針を掲げ、その実現に向けた具体的な取組などを示します。
- 取組を効果的・効率的に推進するため、個別計画は、次の内容を盛り込むことを基本とします。
 - ・計画の目標年次
 - ・取組の成果や進捗状況を測るための数値目標や指標
 - ・P D C A サイクルによる進行管理の仕組み
 - ・取組を実施する部署及び連携を行う部署

図表 II-2 総合計画と各分野の個別計画の関係



3. 財政運営の基本方針

(1) 財政運営の基本方針

今後、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増大や、公共施設の老朽化対策に要する経費の増大などにより、財政状況が厳しくなっていくことが見込まれます。そのような中でも、基本計画に基づく取組を着実に実行していくため、財政の健全性の維持と将来への必要な投資の両立を図りながら持続可能な財政運営を行います。

(2) 目標

持続可能な財政運営に向け、以下の3点を財政運営の目標とします。また、目標の達成状況を分析するための目安として、目標ごとに指標を設定します。

① 市民ニーズに柔軟に対応できる財政構造を維持します。

経常的な収入に対して、義務的経費（扶助費、人件費、公債費）などの固定的な費用が占める割合が高まると、財政構造の弾力性が乏しくなり、社会経済状況の変化に対応した本市独自の取組を行う余裕がなくなります。市民ニーズに柔軟に対応できる財政運営を行えるよう、効果的・効率的に事業を実施するとともに、事業の選択と集中を図り、弾力性のある財政構造の維持に努めます。

- ◆ 経常収支比率 95%以下 （平成28年度 95.6%）

② 継続して安定的な財政運営を行うための備えを確保します。

経済状況の変化による収入の減少、災害の発生に伴う支出の増加などに対応し、継続して安定的な財政運営ができるよう、財政調整基金（年度間の財源の不均衡を調整するための基金）の確保に努めます。

- ◆ 財政調整基金の残高 100億円を確保 （平成28年度 106.3億円）

③ 将来世代への過度な財政負担を抑制しながら、本市の魅力の維持・向上を図るための必要な投資を行います。

今後、公共施設の老朽化対策を行いながら、本市の魅力や強みが増すようなまちづくりを進めるための投資を進めていく必要があります。そのような中でも、将来世代に過度な財政負担を残さないよう、適正な市債管理に努めます。

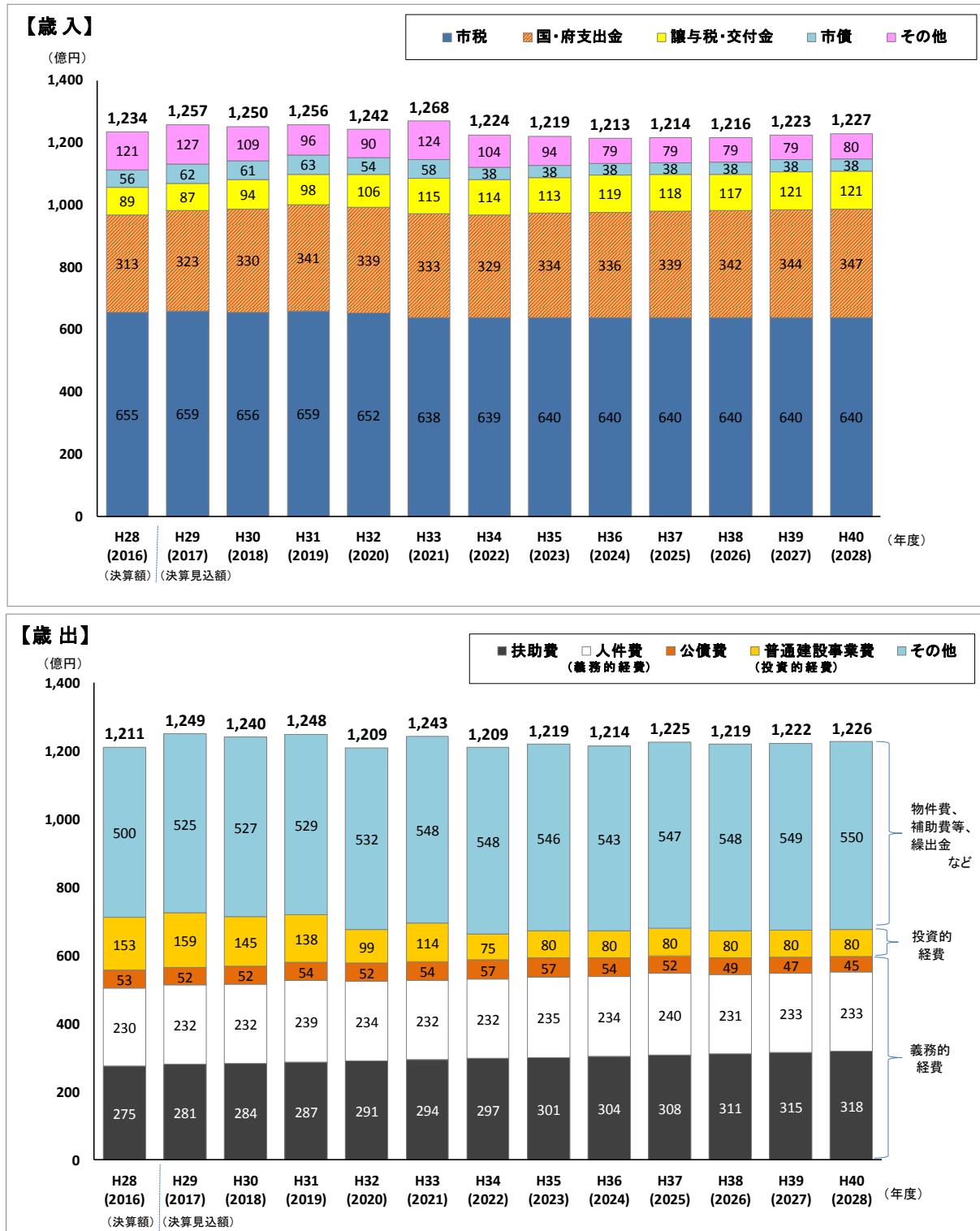
- ◆ 公債費比率 10%以下 （平成28年度 7.5%）
- ◆ 市債残高の標準財政規模に対する割合 100%以下 （平成28年度 66.2%）
- ◆ 赤字地方債の発行は、極力抑制 （平成28年度 発行なし）

(3) 収支見通し(試算)

今後の財政運営の参考とするため、平成40年度（2028年度）までの財政収支について試算しました。

試算にあたって、地方財政制度や社会保障制度などの将来的な制度変更を予測するのは困難であるため、原則、現行制度が今後も継続するものと想定し、将来人口の推計や過去の実績などを踏まえました（図表II-3）。

図表 II-3 収支見通し(一般会計)



	[億円]														
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40		
差引額 (歳入合計-歳出合計)	23	9	10	9	33	25	15	0	△ 1	△ 11	△ 3	1	1		
補てん額 (財政調整基金の取崩額)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	3	0	0		
補てん後の差引額	23	9	10	9	33	25	15	0	0	0	0	1	1		

吹田市「吹田市第4次総合計画『財政運営の基本方針』の検討資料」による

III. 政策・施策

大綱 1

人権・市民自治

政策 1

平和と人権を尊重するまちづくり

目標

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが対等な社会の構成員として平和に安心して暮らせるまち

現状と 課題

本市では、恒久平和の実現と核兵器の廃絶を願い、「非核平和都市宣言」を行い、啓発などに取り組んできました。しかし、世界各地では、今なおテロや紛争などの問題が起こっており、平和祈念資料館を中心に、平和の尊さへの理解を深める取組を進めていく必要があります。

人権尊重の意識の高まりは国際的な潮流となっており、本市においてもさまざまな啓発活動や人権教育などに取り組んでいます。しかし、差別や偏見などの人権侵害の事例は依然としてみられるとともに、LGBTなど性的マイノリティの人に対する配慮なども課題となっており、人権問題の解消に向けた取組を一層進めていく必要があります。

また、女性の社会進出が進んでいる一方で、社会には性別による固定的な役割分担意識が未だ根強く残っており、男女共同参画社会の実現の障害となっています。さらに、ドメスティック・バイオレンス（DV）が深刻化しており、本市では、女性への暴力や児童虐待の防止を一体として捉え、「Wリボンプロジェクト」などの啓発活動を進めてきました。今後も男女共同参画社会の実現やDVなどの暴力の防止に向け、取組の充実を図る必要があります。

施 策

1-1-1 非核平和への貢献

市民部

平和に対する市民の意識の高揚を図るため、戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝えるための啓発などを行います。

1-1-2 人権の保障

市民部・学校教育部

さまざまな人権問題の解消に向け、あらゆる機会を通じて、人権に関する啓発や教育を行うとともに、性的マイノリティの人に対する配慮など新たな人権課題に取り組みます。また、人権問題に関して悩みや不安を抱える市民に対し、相談などの支援を行います。

1-1-3 男女共同参画の推進

市民部

男女共同参画に関する意識改革を図り、性別にかかわらず対等な立場で働き暮らすことができる環境を整えるため、啓発などの取組を進めます。また、DVなどの暴力に悩む市民への相談などを行うとともに、DV防止に向けた啓発などの取組の充実を図ります。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定期	目標(H40)
1-1-1	平和祈念資料館の年間利用者数	5万人 (H29年度)	6万人
1-1-2	人権に関する啓発活動や講演会などへの年間参加者数	6.1万人 (H29年度)	6.5万人
1-1-2	人権をテーマにした標語やポスターなどの作品を市の事業へ応募した小・中学校の数	36校 (H29年度)	54校
1-1-3	市職員の管理職（課長代理級以上）における女性の割合	25.1% (H30年度)	30%
1-1-3	交際相手からの暴力（デートDV）に関する中学生を対象とした啓発講座の実施校数	3校 (H29年度)	18校

▶▶ 関連する主な個別計画

○人権施策基本方針 ○男女共同参画プラン ○わが都市すいたの教育ビジョン

▶▶ 関連する主な条例

○人権尊重の社会をめざす条例 ○男女共同参画推進条例

目標

(めざすまちの姿)

市民自治の確立に向けて、市民と行政とがそれぞれの役割を担うとともに、市民自らが地域課題の解決に向けて行動するまち

**現状と
課題**

多様化する市民ニーズに対応するとともに、地域の特性を生かしたまちづくりや、地域課題の解消を図るために、市民自治によるまちづくりを進める必要があります。そのためには、地域課題や市政に関する情報を市民と行政とで共有し、市民参画と協働の取組を広げていくことが重要です。

本市では、パブリックコメントの実施や審議会などにおける意見聴取により市民意見を市政へ反映するとともに、市民公益活動センター（ラコルタ）の設置など、市民公益活動への支援や、さまざまな分野における市民団体や事業者との協働の取組の推進に努めてきました。また、福祉、環境、文化などのさまざまな分野での市民活動や、地域での自主的なまちづくり活動など、活発な市民活動は本市の強みとなっています。一方で、少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルの多様化により、自治会加入率の低下など地域コミュニティの希薄化や、地域活動の担い手不足などが課題となっています。さまざまな世代の知識や経験を生かした地域コミュニティの活性化や、地域活動の担い手の育成が進むよう、支援する必要があります。

施 策

1-2-1 情報共有の推進

総務部・市民部

市政に関する情報を市民と行政とで共有するため、市のホームページや「市報すいた」などにより、市民にとってわかりやすい情報提供を行います。また、情報公開制度を円滑に運用し、市民の知る権利を保障するとともに、適正な個人情報保護の徹底を図ります。

1-2-2 市民参画・協働の推進

市民部

市民参画を進めるため、審議会などへの市民委員の参画の促進や広聴・相談体制の強化を図ります。また、さまざまな団体などとの協働の取組を進めるとともに、市民公益活動への支援を行います。

1-2-3 コミュニティ活動への支援

市民部

コミュニティの活性化を図るため、自治会や市民団体などの活動への支援を行います。また、地域の実情に合わせた活動の場づくりに取り組みます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定期	目標(H40)
1-2-1	市のホームページの閲覧者数（月平均）	14.5万人 (H29年度)	20万人
1-2-2	市民委員の公募を行っている審議会などの割合（公募できないものを除く）	80.4% (H29年度)	100%
1-2-2	市民公益活動センター（ラコルタ）の年間利用者数	6.4万人 (H29年度)	7万人
1-2-3	自治会加入率	51.0% (H29年度)	60%
1-2-3	コミュニティセンターや市民センターなどコミュニティ施設の年間利用件数	4.5万件 (H29年度)	4.8万件

▶▶ 関連する主な個別計画

▶▶ 関連する主な条例

○自治基本条例 ○吹田市民の意見の提出に関する条例 ○情報公開条例 ○個人情報保護条例

政策 1**災害に強く安心して暮らせるまちづくり****目標**

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりの防災意識と地域防災力・減災力が高まり、災害に強いまち

**現状と
課題**

想定を上回る大規模な自然災害をはじめ、テロや新型感染症など、さまざまな危機事象への対応が進められる中、市民の防災対策への関心も非常に高くなっています。さらなる取組の強化が必要です。

災害への備えや対応として、本市では、防災行政無線屋外拡声局の増設といった防災施設の整備や災害用備蓄の充実、高度救助隊の発足、防災ハンドブックの作成・配布、防災講座などの取組を進めてきました。また、高齢化に伴い、年々増加する救急出動件数への対応として、救急隊の増隊を行いました。しかし、行政による「公助」には限界があり、自分の命は自分で守る「自助」、地域の助け合いによる「共助」が重要です。本市は、「安心安全の都市（まち）づくり宣言」を行い、市民、事業者との協働のもと、安心安全に関する取組を進めてきました。

さまざまな危機事象に備えるとともに、被害を最小限に抑えるため、消防、救急救命など現場対応力の充実を図り、関係機関と連携しながら、危機管理体制を強化していく必要があります。地域においては、自主防災組織や消防団などによる助け合いの取組が重要な一方で、高齢化などによる活動の担い手不足が課題となっています。一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、地域防災力・減災力の向上に向けた取組の充実が必要です。

施 策

2-1-1 危機管理体制の充実

総務部

自然災害などさまざまな危機事象に、迅速かつ的確に対応するため、防災協定の締結などを含む関係機関との連携を進め、情報伝達体制や災害対応力などの強化を図ります。また、災害時にも、優先すべき行政サービスが適切に提供できるよう、業務継続体制の充実を図ります。

2-1-2 防災力・減災力の向上

総務部

市民の防災意識や地域防災力・減災力の向上を図るため、地域が主体となった講座や訓練などの取組が進むよう、市民への意識啓発や自主防災組織活動への支援などを行います。

2-1-3 消防・救急救命体制の充実

消防本部

火災、救急、救助などに迅速かつ的確に対応できるよう、消防力の充実・強化を図ります。また、消防団や自主消火組織などを育成するとともに、火災予防や応急手当などに関する普及啓発を行います。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定期	目標(H40)
2-1-1	各種団体との防災協定締結数	64 件 (H29 年度)	100 件
2-1-2	連合自治会単位での自主防災組織の結成率	70.5% (H29 年度)	100%
2-1-3	消防団員数	179 人 (H30 年度)	250 人
2-1-3	普通救命講習などの年間受講者数	1万人 (H29 年度)	1万人

▶▶ 関連する主な個別計画

○地域防災計画 ○国民保護計画 ○業務継続計画

▶▶ 関連する主な条例

政策 2**犯罪を許さないまちづくり****目標**

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりの防犯意識や犯罪を許さないという気運が高まり、だれもが安心安全に暮らせるまち

**現状と
課題**

本市は、「安心安全の都市（まち）づくり宣言」を行い、市民、事業者との協働のもと、安心安全に関する取組を進めてきました。市内の犯罪は減少傾向にありますが、依然として、空き巣やひったくりのほか、女性や子供、高齢者を狙った犯罪が多発しています。特に、近年は、高齢者を狙った特殊詐欺やインターネットを利用した新たな悪徳商法なども増加しています。

そのような中、本市では、犯罪が多発している地域への防犯カメラの設置や青色防犯パトロールの活動支援など、地域における見守りの強化や消費生活センターでの相談、啓発などを進めています。一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域防犯力の向上に向けた、より一層の取組が必要です。

施 策

2-2-1 防犯力の向上

総務部

地域の防犯力を向上させるため、地域の見守り活動の支援などを行います。また、市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、警察や防犯協議会などと連携した防犯講座や広報活動などに取り組みます。

2-2-2 消費者意識の向上

市民部

詐欺などの被害を未然に防止するため、消費者教育や啓発を進めます。また、多様化・複雑化する消費生活相談に的確に対応できるよう、関係機関との連携を強化しながら、消費者保護の取組を進めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定期	目標(H40)
2-2-1	防犯に関する講座の年間受講者数	710人 (H29年度)	1,500人
2-2-2	消費者向けの講座の年間受講者数	594人 (H29年度)	700人

▶▶ 関連する主な個別計画

—

▶▶ 関連する主な条例

○消費生活条例

政策 1**高齢者の暮らしを支えるまちづくり****目標**

(めざすまちの姿)

高齢者が住み慣れた地域でこそやかに、安心して暮らし続けられる
まち

**現状と
課題**

全国と比較するとゆるやかではあるものの、本市においても 65 歳以上人口は年々増加しており、平成 25 年（2013 年）には高齢化率が 21% を超える「超高齢社会」となりました。地域によって高齢化の状況は異なっており、すでに高齢化率が 30% 近くになっている地域もあります。また、ひとり暮らしの高齢者や「老老介護」の負担を抱える世帯も増えてきています。

本市では、高齢者生きがい活動センターの設置や「吹田市民はつらつ元気大作戦」など、高齢者の生きがいづくりや介護予防の取組を進めています。また、地域包括支援センターの増設など身近な場所での相談・支援体制の充実を図るなど、高齢者を地域で見守り支え合える体制づくりを進めています。

今後、本市においても高齢化はますます進展し、平成 37 年（2025 年）には、いわゆる「団塊の世代」がすべて 75 歳以上となることから、後期高齢者の人口が大幅に増加し、医療や介護の需要が増大していくことが見込まれています。

そのような中、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生きがいづくりなどの機会や、住まい、医療、介護、予防、生活支援の各サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築する必要があります。高齢者を見守り支え合える地域をつくるとともに、持続可能な介護保険制度の運営に努める必要があります。

施 策

3-1-1 生きがいづくりと社会参加の促進

福祉部

高齢期を迎えても生きがいをもって、地域で健康に暮らすことができるよう、生涯学習やスポーツなどを通じた生きがいづくりの活動や就労、地域活動などの社会参加への支援を進めます。

3-1-2 暮らしを支える支援体制の充実

福祉部

可能な限り自立した生活を送れるよう、健康保持のための取組や介護予防の普及啓発などを進めます。また、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、身近なところでの相談・支援や在宅生活を支援するサービスの充実を図るとともに、在宅医療と介護の連携を進めるなど、地域全体で支え合う体制づくりを進めます。

3-1-3 介護保険制度の安定的運営

福祉部

質の高い介護サービスを安定的に供給できるよう、持続可能な介護保険制度の運営に努めます。介護ニーズの増加に対応するため、人材確保やサービスの質の向上を図るための取組などを行います。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定期	目標(H40)
3-1-1	高齢者生きがい活動センターの年間利用者数	5.1万人 (H29年度)	6万人
3-1-2	後期高齢者のうち、要支援・要介護の認定を受けている人の割合	33.5% (H29年度)	32%
3-1-2	認知症サポーターの養成数（累計）	2.2万人 (H29年度)	5.6万人
3-1-3	受けている介護サービスに満足している利用者の割合	67.7% (H28年度)	70%

▶▶ 関連する主な個別計画

○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ○地域福祉計画

▶▶ 関連する主な条例

○吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

政策 2**障がい者の暮らしを支えるまちづくり****目標**

(めざすまちの姿)

障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して育ち、学び、働き、暮らし続けられるまち

**現状と
課題**

本市では、障がい者手帳を所持する人が年々増加しており、平成 28 年度（2016 年度）末においては、市民のおよそ 20 人に 1 人が障がい者手帳を所持しています。

障がいの有無にかかわらず、個人として尊重され、ともに暮らせる社会を実現するため、障がい者にとっても暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。また、地域社会、学校、職場など、暮らしのさまざまな場面において、障がいに対する理解や配慮が求められています。

そのような中、障がい者それぞれの状況に応じて、地域で安心して自立した暮らしを送ることができるよう、生涯にわたる切れ目のない相談・支援体制を構築する必要があります。また、障がい者に対する就労支援や働きやすい環境を整えるための啓発を進めるなど、障がい者の社会参加を促進する必要があります。

施 策

3-2-1 生活支援など暮らしの基盤づくり

福祉部

障がい者が地域で生活するために必要な支援の充実を図るとともに、グループホームなどの住まいの場の確保に向けた取組を進めます。また、多様なニーズに対応できる相談・支援体制の構築を図ります。

3-2-2 社会参加の促進

福祉部

障がい者の社会参加の促進のため、余暇活動など外出時の移動支援などを進めます。また、就労支援の充実や福祉的就労の場における工賃向上のための取組を進めます。さらに、障がいに対する理解の促進や差別解消のため、啓発などに取り組みます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定期	目標(H40)
3-2-1	ホームヘルプなど訪問系サービスの利用者数 (月平均)	1,274人 (H28年度)	1,860人
3-2-1	グループホームの利用者数(月平均)	337人 (H28年度)	700人
3-2-2	移動支援事業の利用者数(月平均)	1,059人 (H28年度)	1,230人
3-2-2	「就労継続支援（非雇用型）事業所」における 工賃の平均月額	12,517円 (H28年度)	18,000円

▶▶ 関連する主な個別計画

○障がい者計画 ○障がい福祉計画 ○地域福祉計画

▶▶ 関連する主な条例

○吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

政策 3**地域での暮らしを支えるまちづくり****目標**

(めざすまちの姿)

地域福祉活動と総合的な生活保障により、だれもが地域で互いに支え合いながら、安心して暮らせるまち

**現状と
課題**

少子高齢化や核家族化の進展、地域での人と人のつながりの希薄化などにより、本市においても、介護の悩みを抱える人や、子育てに不安を抱える人、経済的に困窮している人など、支援を必要とする人が増えています。また、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援などのさまざまな分野の課題が絡み合って複雑化し、分野を超えた総合的な支援を必要とする人もいます。

行政の取組だけでは、住民の暮らしを全面的に支えることはできず、住民同士の助け合い活動が重要です。本市では、さまざまな地域福祉活動が活発に行われています。一方で、少子高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化などにより、活動を担う人材の育成などが課題となっています。地域住民の暮らしに寄り添って支える地区福祉委員会活動や民生委員・児童委員活動などの地域福祉活動への支援を強化しながら、住民の地域福祉活動への参加を促進する必要があります。

また、生活困窮者などへの就労支援、保健・医療、福祉などの総合的な生活保障の充実を図る必要があります。住民が抱えるさまざまな暮らしの課題の解決に向け、関係機関との連携を強化しながら、支援体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知などを進める必要があります。

施 策

3-3-1 地域福祉の推進

福祉部

住民主体の地域福祉活動を促進するため、住民同士の交流を促進する取組を行うとともに、地域福祉を担う団体に対し、人材育成や活動の場の確保などに向けた支援を進めます。また、地域住民や関係機関と連携し、災害発生時に災害時要援護者への支援が適切に行える体制づくりなどを進めます。

3-3-2 生活困窮者への支援と社会保障制度の適正な運営

福祉部・市民部
・健康医療部

生活困窮者が必要な支援を受けられるよう、包括的な相談・支援体制の充実を図るとともに、制度の周知を進めます。また、生活保護、国民健康保険、国民年金など社会保障制度の適正な運営に努めます。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	策 定 時	目 標 (H40)
3-3-1	小地域ネットワーク活動の延べ参加者数(地区 福祉委員含む)	8.3万人 (H29年度)	8.8万人
3-3-1	福祉避難所の支援を行うボランティアの人数	0人 (H30年度 事業開始)	130人
3-3-2	生活困窮者に対する就労支援専門員が関わる 支援により就労につながった人数	87人 (H29年度)	90人

▶▶ 関連する主な個別計画

○地域福祉計画 ○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ○障がい者計画 ○国民健康保険データヘルス計画

▶▶ 関連する主な条例

○吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

政策 4**健康・医療のまちづくり****目標**

(めざすまちの姿)

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、生活の質を高めながら健康寿命を伸ばし、すこやかで安心して暮らせるまち

**現状と
課題**

わが国は世界有数の長寿国となっています。一方で、がんや循環器疾患などの生活習慣病の増加が深刻化しており、これらの疾病は生命を奪うだけでなく、身体の機能や生活の質を低下させることなどから、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命を伸ばすことが重要です。

本市では「健康づくり都市宣言」のもと、市民の健康増進や病気の予防・早期発見につながるさまざまな取組を進めてきました。また、「北大阪健康医療都市（健都）」における健康・医療に関する資源の集積を生かした健康づくりの取組や医療イノベーションの創出に向けた環境づくりをはじめとし、循環器病予防を中心とした健康・医療のまちづくりに取り組んでいます。

心身ともに健康で豊かに暮らしていくためには、一人ひとりが日ごろから健康づくりに取り組むことが重要です。健都ならではの特長を生かしながら、市民の生涯にわたる健康づくりの取組を支援し、生活の質の向上と健康寿命の延伸を図る必要があります。また、高齢化による医療ニーズの増加・多様化に対応しながら、市民が安心して医療を受けられる地域医療体制の充実を図る必要があります。

施 策

3-4-1 健康づくりの推進

健康医療部

市民の主体的な健康づくりを支援するため、健康意識の向上に向けた取組や地域での健康づくり活動への支援を進めるとともに、検診などの保健サービスの充実を図ります。また、妊娠・出産や子供のすこやかな成長のための切れ目のない支援が行えるよう、妊産婦や乳幼児の健康管理などの支援の充実に取り組むとともに、関係機関との連携の強化を図ります。

健都を生かした健康づくりと

3-4-2 医療イノベーションの促進

健康医療部

さまざまな医療関連資源が集積する健都の特長を生かし、健都ならではの健康づくりの取組を進めるとともに、医療イノベーションの創出に向け、国立循環器病研究センターと医療・健康関連産業などとの連携を促進するための環境を整えます。

3-4-3 地域医療体制の充実

健康医療部

市民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、身近なかかりつけ医と市民病院などの地域の中核的な医療機関との連携の促進や、在宅医療推進のための環境づくり、救急医療体制の確保など、地域医療体制の充実を図ります。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	策定時	目 標 (H40)
3-4-1	特定健康診査（吹田市国保健康診査）の受診率	46.0% (H28 年度)	60%
3-4-1	生活習慣改善に取り組む市民の割合	男性：53.4% 女性：59.1% (H28 年度)	男性：58% 女性：65%
3-4-2	健康増進広場など健都の施設を活用した運動プログラムや健康イベントなどの年間実施件数	0 件 (H30 年度 事業開始)	180 件
3-4-3	地域医療推進に関する講演会などの参加者数 (累計)	210 人 (H29 年度)	1,600 人

▶▶ 関連する主な個別計画

○健康すいた21

▶▶ 関連する主な条例

○吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例

目標

(めざすまちの姿)

安心して子供を産み育てられ、すべての子供がすこやかに育つことができるまち

**現状と
課題**

近年、本市では就学前児童数が増加傾向にあるとともに、共働き家庭の増加などにより、保育所などの利用希望者が増加しています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、子育てに負担や不安を感じる保護者が増えており、子育てに関する相談件数が年々増加しています。さらに、児童虐待や子供の貧困への対策が課題となっています。

本市では、これまで、待機児童の解消に向けた取組を進めるとともに、地域の子育て支援の拠点施設として、のびのび子育てプラザを設置し、一時預かりの実施や保護者同士の交流の場の提供などにより、子育ての負担や不安の解消に努めてきました。また、療育の拠点施設として、こども発達支援センターを設置し、一人ひとりの特性に応じた早期療育を進めてきました。

就学前の教育・保育の質の向上を図るとともに、働きながら子育てができる環境の整備や、地域における子育て支援のさらなる充実を図る必要があります。また、療育が必要な子供への対応や、ひとり親家庭への支援、虐待の未然防止・早期発見に努めるなど、子供やその家庭の状況に応じたきめ細かな支援が必要です。

施 策

4-1-1 就学前の教育・保育の充実

児童部

多様な保育ニーズに対応しながら、保育所や認定こども園などの整備を進めるとともに、子供一人ひとりのすこやかな育ちを保障する質の高い教育・保育の充実を図ります。

4-1-2 地域の子育て支援の充実

児童部

妊娠・出産・子育て期にわたる保護者の負担や不安を軽減するため、育児教室や子育て相談、一時預かりなど、地域での子育て支援を切れ目なく行うとともに、子育てに関する情報を積極的に発信し、保護者が必要とする子育て支援サービスにつなげます。

4-1-3 配慮が必要な子供・家庭への支援

児童部・福祉部

発達に支援を必要とする子供やひとり親家庭、生活困窮世帯の子供など、配慮が必要な子供や家庭に対し、関係機関や地域と連携しながら、個々の状況に応じた支援の充実を図ります。また、児童虐待の未然防止・早期発見のため、相談・啓発などに取り組みます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定期	目標(H40)
4-1-1	保育所などの待機児童数	55人 (H30年度)	0人
4-1-2	「子育て支援コンシェルジュ」の年間利用者数	3,510人 (H29年度)	5,000人
4-1-3	生後4か月までの乳児がいる家庭に対し保健師、民生委員・児童委員などが訪問し面談を行った割合	72.2% (H29年度)	80%
4-1-3	「ひとり親家庭相談」における就業相談の利用により就業につながったひとり親の人数	20人 (H29年度)	50人

▶▶ 関連する主な個別計画

○子ども・子育て支援事業計画 ○子供の夢・未来応援施策基本方針

▶▶ 関連する主な条例

政策 2**学校教育の充実したまちづくり****目標**

(めざすまちの姿)

子供たちが新しい時代を生き抜くために必要となる学力、人間性、体力を育むことができるまち

**現状と
課題**

本市では、就学前から義務教育までを一体的に捉え、主体的・対話的で深い学びを大切にしながら、さまざまな教育活動を通じた小中一貫教育を進めてきました。子供たちを取り巻く環境が急激に変化している中、学習した知識や技能を人生や社会に生かす力や、さまざまな課題に対応できる思考力・判断力・表現力を育むことがより一層求められています。また、グローバル化や情報化が進展する中、英語教育やICT教育など、新しい時代に必要とされる資質や能力を育むことも重要です。

いじめや不登校、子供の体力の低下が社会問題となっており、子供たちのさまざまな悩みに対応するとともに、食育や体力づくりなどの取組を進め、豊かな心やすこやかな体を育むことが重要です。さらに、教育費の負担軽減など、経済的に援助が必要な家庭に対する支援を行う必要があります。

学校施設の多くは建設から30年以上が経過しています。平成27年度(2015年度)には、すべての学校の耐震化が完了しましたが、子供たちが安全で快適な環境で学習できるよう、引き続き、老朽化への対応を進める必要があります。

施 策

4-2-1 学校教育の充実

学校教育部

新しい時代に必要とされる資質や能力を育む小中一貫教育を進め、読書活動の支援、英語教育やICT教育、食育・体力づくりなど教育内容の充実を図ります。また、いじめや不登校などに悩む子供一人ひとりに対応する体制を整えるとともに、就学援助など、安心して学ぶことができる取組を進めます。

4-2-2 学校教育環境の整備

行政経営部・学校教育部

学校施設の適切な管理を行うとともに、校舎や体育館の大規模改修やトイレの改修を進めるなど、安全で快適な教育環境を整備します。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定期	目標(H40)
4-2-1	授業で学習したことが将来社会に出た時に役に立つと思う小・中学生の割合	小：87.1% 中：78.4% (H29年度)	小：95% 中：86%
4-2-1	学校へ行くのが楽しいと感じる小・中学生の割合	小：86.6% 中：80.6% (H29年度)	小：92% 中：86%
4-2-2	小・中学校の校舎及び体育館の大規模改修の実施率	18.2% (H29年度)	100% (H36年度まで)
4-2-2	小・中学校のトイレ改修の実施率	41.5% (H29年度)	100% (H32年度まで)

▶▶ 関連する主な個別計画

○わが都市すいたの教育ビジョン

▶▶ 関連する主な条例

政策 3**青少年がすこやかに育つまちづくり****目標**

(めざすまちの姿)

家庭、地域、学校の連携・協働のもと、青少年のすこやかな成長を支えるまち

**現状と
課題**

近年、核家族化の進展、地域社会とのつながりや人間関係の希薄化などによる、家庭や地域における教育力の低下が懸念されています。また、いじめや不登校、ひきこもりなどが社会問題となっているとともに、青少年を巻き込む犯罪などへの不安が高まっています。

そのような中、本市では、子供たちの放課後の居場所や自然体験、交流活動などができる環境の充実を図ってきました。また、地域では、青少年の見守り活動などの取組が活発に行われています。青少年のすこやかな成長を支えるためには、家庭、地域、学校がより一層連携を強化しながら、取組の充実を図ることが重要です。

青少年が地域でのさまざまな活動や体験を通じて、社会性や自立性を育むことができる環境づくりや、非行防止に向けた啓発や指導を行うとともに、ひきこもりなどの課題を抱える青少年に対する支援を行う必要があります。また、放課後の子供たちが安心して過ごし、学び、遊ぶことのできる居場所の充実を図る必要があります。

施 策

4-3-1 青少年の健全育成

地域教育部

青少年の健全育成を図るため、地域での見守りや指導を行うとともに、青少年の仲間づくりや主体的な活動を支援するため、さまざまな体験・活動の機会を提供します。また、さまざまな課題を抱える青少年に対する相談体制の強化を図ります。

4-3-2 放課後の居場所の充実

地域教育部

留守家庭児童育成室と「太陽の広場」などの連携強化を図りながら、地域の実情に応じて放課後の子供の安心安全な居場所を確保し、さまざまな体験・活動の機会を提供します。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定時	目標(H40)
4-3-1	青少年指導者講習会の年間受講者数	268人 (H29年度)	350人
4-3-1	青少年施設主催イベント・講座などの年間参加者数	13.6万人 (H29年度)	14万人
4-3-2	留守家庭児童育成室の受入児童数	3,236人 (H29年度)	4,600人
4-3-2	太陽の広場などの年間参加者数	20.7万人 (H29年度)	22.7万人

▶▶ 関連する主な個別計画

○わが都市すいたの教育ビジョン ○子ども・子育て支援事業計画

▶▶ 関連する主な条例

目標

(めざすまちの姿)

いつでも、どこでも、だれでも、さまざまな生涯学習活動に取り組むことができるまち

**現状と
課題**

本市には、図書館や地区公民館など、生涯学習活動の場となる施設が多数配置されています。市内の大学などにおいても、身近に受講できる「市民大学講座」などの学習機会が提供されています。

少子高齢化や地域コミュニティの希薄化が進む中、子供から大人までが心豊かな生活を送ることができるよう、さまざまな生涯学習活動や多世代交流を通じて、人とのつながりを育むことが重要です。また、市民の学習ニーズの高度化・多様化に対応する必要があります。

そのような中、活動の場となる各施設の連携を強化しながら、あらゆる機会や場所において、生涯にわたって学習できる体制を整える必要があります。また、超高齢社会、防災・防犯、環境問題など現代的課題に関する学習機会の充実を図るとともに、学んだ人が学習成果を地域に還元できる仕組みづくりが必要です。

施 策

4-4-1 生涯学習活動の支援

地域教育部

あらゆる世代の生涯学習活動を支援するため、大学などの関係機関との連携や地域の人才の活用を通じて、さまざまな講座を実施するなど、学習機会の充実を図るとともに、市のホームページや「市報すいた」などにより、学習に関する情報提供を行います。また、学習の成果が地域社会へ還元されるような取組を進めます。

4-4-2 生涯学習環境の整備

地域教育部

だれもが身近な場所で気軽に学習できるよう、図書館や地区公民館などの学習施設のサービスの充実を図るとともに、施設間の相互の連携を強化します。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定期	目標(H40)
4-4-1 市民大学講座の年間受講者数		2,538人 (H29年度)	3,000人
4-4-2 地区公民館の年間利用者数		43.4万人 (H29年度)	46.6万人
4-4-2 図書館の年間入館者数		195.8万人 (H29年度)	222万人

▶▶ 関連する主な個別計画

○わが都市すいたの教育ビジョン ○生涯学習（樂習）推進計画

▶▶ 関連する主な条例

—

政策 1**環境先進都市のまちづくり****目標**

(めざすまちの姿)

持続可能な社会の実現に向けた先進的な取組が進められ、良好な生活環境が整ったまち

**現状と
課題**

地球温暖化や生物多様性の衰退をはじめとするさまざまな環境問題に直面する中、持続可能な社会の実現に向けて、国際的な取組が進められています。本市では、これまで地球温暖化対策やごみ減量に関する啓発などの取組を進めてきました。また、公害対策など良好な生活環境の確保に向けた取組を行ってきました。

しかし、市域のエネルギー消費量は、さらなる削減が必要であり、適切なエネルギー利用を促進するなど、低炭素社会への転換に向けた取組の強化が必要です。市域で排出されるごみは、減少傾向にありますが、リサイクル率は目標を下回っています。ごみの減量とともに、リサイクル率の向上に向けた取組の充実を図る必要があります。

また、大気や水質、騒音などは環境目標をほぼ達成していますが、市民意識調査によると快適な生活環境に関する満足度は低くなっています。本市では、駅周辺を環境美化推進重点地区などに指定し、市民や事業者などとポイ捨て、路上喫煙禁止などの取組を進めるとともに、地域の団体と協力しながら、啓発や美化活動を行っています。そのような身近な活動を通じ、環境に対する意識を高める必要があります。

エネルギー・資源、自然共生を大切にしたライフスタイルや事業スタイルへの転換を促進する必要があります。

施 策

5-1-1 低炭素社会への転換の推進

環境部

節エネルギー、省エネルギー、再生可能エネルギー利用の促進に率先して取り組むとともに、市民、事業者に対しても、啓発や情報発信を行います。また、開発事業を持続可能な環境まちづくりに誘導します。

5-1-2 資源を大切にする社会システムの形成

環境部

ごみの発生を抑制し、資源の再使用を促進するとともに、リサイクル率の向上を図るため、市民や事業者と連携しながら啓発活動を進めます。また、安定的に廃棄物処理を行えるよう、処理施設の計画的な維持管理・長寿命化を行います。

5-1-3 安全で健康な生活環境の保全と自然共生の推進

環境部

公害の未然防止や早期解決のため、事業者への助言や指導を行います。また、良好な生活環境の維持や環境衛生の充実、自然共生への理解の促進を図るため、啓発活動や情報発信などの取組を進めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定期	目標(H40)
5-1-1	市域の年間エネルギー消費量	18.9PJ (H27年度)	13.1PJ
5-1-1	市域の太陽光発電システム設備容量（累計）	1.5万kW (H28年度)	3.5万kW
5-1-2	「マイバッグ」の持参率	44.1% (H29年度)	80%
5-1-2	市民1人当たりの1日のごみ排出量	843g (H29年度)	760g
5-1-3	公害に関する苦情を解決した割合	68.1% (H29年度)	80%
5-1-3	「環境美化推進団体」の団体数	24団体 (H29年度)	40団体

▶▶ 関連する主な個別計画

○環境基本計画

▶▶ 関連する主な条例

○環境基本条例 ○環境の保全等に関する条例 ○廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 ○環境美化に関する条例 ○環境まちづくり影響評価条例

政策 1**みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり****目標**

(めざすまちの姿)

地域の特性を生かしたまちづくりが進められ、みどり豊かで安全・快適に暮らせるまち

**現状と
課題**

本市では、高度経済成長期における千里ニュータウンの建設や、その後の各地での土地区画整理事業などにより、計画的なまちづくりが進められました。現在は、市域全体が市街化されている一方で、公園、緑地などの公共のみどりや、農地、住宅地など地域で育まれたみどりにより、みどりが調和した都市空間が形成されています。

近年は、住宅団地の建替えや企業用地の土地利用転換により、市街地の機能更新が多くみられ、開発によりみどりの面積は減少しています。また、少子高齢化の進展への対応や、環境負荷の軽減、災害に強い都市の形成などを進めるとともに、良好な住環境の維持・向上に向け、適切な開発誘導や空き家の適正管理の促進などを行う必要があります。さらに、都市の中のみどりは、市民の憩いと活動の場となり、防災機能の向上や生物多様性の保全、美しい景観の形成に役立っています。みどりの保全と創出を図り、急務となっている都市公園の老朽化に対応しながら、みどりの効果を生かしたまちづくりを進める必要があります。

本市は、市街地が形成された過程などから、異なった特色や個性をもつ地域によって構成されています。地域の特性を生かしながら、魅力ある都市空間を形成していく必要があります。

施 策

6-1-1 土地利用誘導と良好な景観形成

都市計画部

地域の特性を生かし、魅力あるまちづくりを進めるため、適切な土地利用誘導などに努めるとともに、良好な景観形成に向けた啓発などを進めます。また、住民主体のまちづくり活動に対する支援を行います。

6-1-2 良好的な住環境の形成

都市計画部・土木部

良好的な住環境の形成を図るため、開発・建築の指導を行うとともに、市街地の整備・再整備を行います。また、市内建築物の耐震化への支援や不適切な状態で放置された空き家の適正管理に向けた対策、市営住宅の適切な管理・運営などにより、安全な住環境や住まいの確保を図ります。

6-1-3 みどりの保全と創出

土木部

みどりを保全するとともに、公共施設の緑化や、公園・緑地の計画的な整備、民有地での緑化に向けた取組の支援などにより、地域の特性を生かした新たなみどりを創出します。公園については、老朽化や多様な利用ニーズに対応し、適切に維持管理・運営を行います。また、みどりがもつ多様な効果を活用したまちづくりを進めるため、情報発信や啓発などを行います。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定期	目標(H40)
6-1-1 区数	まちづくりのルール（地区整備計画）の策定期 〔面積〕	52 地区 [160. 9ha] (H29 年度)	75 地区 [230ha]
6-1-1 区数	景観に関するルール（景観重点地区）の指定地 〔面積〕	20 地区 [88. 7ha] (H29 年度)	40 地区 [150ha]
6-1-2	住宅の耐震化率	81. 4% (H27 年度)	95%
6-1-2	空き家のうち腐朽・破損のあるものの割合	28. 7% (H25 年度)	10%
6-1-3	公園などの面積	358. 8ha (H29 年度)	361. 6ha
6-1-3 数	「みどりの協定」に基づく取組などを行う団体	28 団体 (H29 年度)	60 団体

▶▶ 関連する主な個別計画

○都市計画マスターplan ○立地適正化計画 ○景観まちづくり計画 ○耐震改修促進計画 ○みどりの基本計画 ○住宅マスターplan

▶▶ 関連する主な条例

○景観まちづくり条例 ○開発事業の手続等に関する条例（好いたすまいる条例） ○みどりの保護及び育成に関する条例 ○都市公園条例

政策 2**安全・快適な都市を支える基盤づくり****目標**

(めざすまちの姿)

道路、水道、下水道などの適切な維持や、公共交通の利便性の向上により、だれもが安全・快適に暮らせるまち

**現状と
課題**

本市は、道路、水道、下水道などの都市施設が計画的に整備されてきました。また、複数の鉄道路線や幹線道路が市内を通っているなど、都市基盤が一定整った状況にあります。

都市施設は建設から 50 年以上経過したものが多くなってきており、老朽化への対応が急務となっています。都市施設を適切に維持管理するとともに、災害への備えや環境負荷の軽減、バリアフリー化の推進などにも配慮しながら、更新・長寿命化を計画的に進める必要があります。

また、本市は交通利便性が高い一方で、市域の一部に公共交通の不便地域が残っており、その解消に向けた取組を進める必要があります。さらに、近年、自転車の利用が増えている中、自転車の通行空間の整備や利用者のマナー向上などが求められています。歩行者や自転車が安全で快適に移動できる環境を整備するとともに、交通ルールの周知徹底を進める必要があります。

施 策

6-2-1 道路などの整備

土木部

安全で快適な道路環境を確保するため、歩道などのバリアフリー化を進めるとともに、計画的に道路や橋、街路樹の適切な維持管理を行います。また、都市計画道路の整備を進めます。

6-2-2 水道の整備

水道部

安全な水を供給し続けるため、水道施設を適切に維持管理するとともに、計画的な更新に取り組みます。また、地震などの災害リスクを軽減するため、施設の耐震化などを進めます。

6-2-3 下水道の整備

下水道部

快適な生活や環境を守るため、下水道施設を適切に維持管理するとともに、計画的な更新・長寿命化に取り組みます。また、地震や豪雨などの災害リスクを軽減するため、施設の耐震化や浸水被害の軽減対策などを進めます。

6-2-4 交通環境の整備

土木部

自転車を安全・快適に利用できる通行空間や自転車駐車場などの確保を進めるとともに、交通ルールの啓発に取り組みます。また、関係機関と連携しながら、公共交通の利便性・安全性の向上を図ります。

■ 施 策 指 標 ■

施 策	指 標 名	策定時	目 標 (H40)
6-2-1	バリアフリー重点整備地区内の主要な生活関連経路などの整備延長	8.3km (H29 年度)	17km
6-2-1	都市計画道路の整備率	91% (H29 年度)	96%
6-2-2	水道管路の更新延長	7.2km (H29 年度)	93km
6-2-2	水道基幹管路の耐震化率	41.9% (H29 年度)	58%
6-2-3	下水道管路の更新及び長寿命化延長	23.9km (H29 年度)	65km
6-2-3	雨水排水施設の整備率 (1 時間に約 50mm の降雨に対応)	54.0% (H29 年度)	55%
6-2-4	自転車通行空間の整備延長	0.9km (H29 年度)	40km

▶▶ 関連する主な個別計画

○都市計画マスタープラン ○バリアフリー基本構想 ○交通バリアフリー道路特定事業計画 ○自転車利用環境整備計画 ○すいすいビジョン2020 ○水道施設マスタープラン ○公共下水道事業計画

▶▶ 関連する主な条例

○自転車等の放置防止に関する条例 ○水道条例 ○下水道条例

政策 1**地域経済の活性化を図るまちづくり****目標**

(めざすまちの姿)

地域経済の活性化が図られ、だれもが働きやすい環境が整ったまち

**現状と
課題**

本市は、多くの企業が立地する産業集積都市としての側面をもち、「北大阪健康医療都市（健都）」では、国際級の複合医療産業拠点の形成も進められています。また、開業率は全国的にみて高い水準となっています。

地域の産業は、市民の雇用を確保するとともに、市民の暮らしを支える基盤でもあります。近年、経済のグローバル化による競争激化など社会経済状況が厳しさを増す中、中小企業の経営基盤の強化を図るとともに、創業への支援を進めていく必要があります。商店街においては、市民の暮らしを支え、コミュニティの核となる魅力ある商店街づくりに向けた支援が必要です。また、都市における農地は、貴重なみどりの空間や自然とのふれあいの場などとしても役立っており、都市と調和する農業の振興が求められています。

雇用・労働環境においては、少子高齢化による労働力人口の減少や不定雇用の拡大などが社会問題となっています。本市では、「JOB ナビすいた」などで、働く意欲がありながらさまざまな課題を抱える就職困難者に対する支援を行っており、求職者一人ひとりの状況に応じた就労支援のさらなる充実を図る必要があります。また、介護、保育など特定分野では恒常的な人材不足となっており、求職者とのミスマッチの解消に向けた取組が必要です。さらに、ワークライフバランスの実現に向け、だれもが働きやすい環境づくりへの支援が必要です。

施 策

7-1-1 産業振興と創業支援

都市魅力部

中小企業などの経営の安定や事業拡大、創業者の育成や定着に向けた支援を行います。また、魅力ある商業地づくりに向けて、空き店舗の活用への支援を行います。さらに、農地のさまざまな機能を活用しながら、都市農業の振興に取り組みます。

7-1-2 就労と働きやすい環境づくりへの支援

都市魅力部

就労相談や職業紹介などの充実を図り、求職者一人ひとりの状況に応じた就労支援を行うとともに、人材不足分野の事業者の人材確保に向けた支援に取り組みます。また、労働環境の改善に向けた相談や啓発などを行います。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定期	目標(H40)
7-1-1 開業率と廃業率の差		△2.4 ポイント (H28 年度)	3 ポイント
7-1-1 商店街及び小売市場における空き店舗率		9.3% (H29 年度)	7%
7-1-2 J.O.B ナビすいたを活用した年間就職者数		612 人 (H29 年度)	630 人
7-1-2 「障がい者就職応援フェア」への参加者数		52 人 (H29 年度)	85 人

▶▶ 関連する主な個別計画

○商工振興ビジョン ○農業振興ビジョン

▶▶ 関連する主な条例

○産業振興条例 ○企業立地促進条例

政策 2**文化・スポーツに親しめるまちづくり****目標**

(めざすまちの姿)

文化やスポーツを通じて、より豊かな市民生活を営める魅力あるまち

**現状と
課題**

文化やスポーツは、市民の生きがいや健康づくりにつながり、市民生活を豊かにするとともに、活動を通じて地域コミュニティの形成にも貢献しています。

本市は、文化会館（メイシアター）など、文化・芸術にふれられる環境が整っているとともに、地域では、市民サークルなどによるさまざまな文化活動が行われています。また、地域には、文化活動や日々の暮らしの中で、形づくられてきた多くの文化資源があります。市民主体の文化活動への支援を行うとともに、文化や芸術にふれることができる機会の充実や文化財の保存活用を図る必要があります。また、国内外の文化交流を進めるため、多文化共生の視点に立ったまちづくりや都市間交流を進めることも重要です。

近年、健康づくりの取組が注目される中、スポーツや運動に取り組む機運がますます高まっています。また、地域では、市民主体のさまざまなスポーツ活動が活発に行われています。健康寿命の延伸に向けた運動の習慣化への支援や、子供から高齢者までそれぞれの体力、年齢、目的に応じたスポーツ活動が進められるよう、地域との連携のもと、スポーツに親しめる機会の充実や指導者の育成を図る必要があります。

施 策

7-2-1 文化の振興

都市魅力部

文化会館（メイシアター）などの身近な場所で文化や芸術にふれることができる機会を提供するとともに、市民の文化活動への支援を行います。また、多文化共生の視点に立ったまちづくりや都市間の文化交流を進めます。

7-2-2 文化財の保存と活用

地域教育部

地域の文化に関する調査研究を行うとともに、文化財を適切に保存します。また、市内のさまざまな文化財の活用を図り、市民の文化活動などを支援します。

7-2-3 地域におけるスポーツの振興

都市魅力部

地域におけるスポーツ活動を支援するとともに、指導者の育成を行うなど、市民が気軽にスポーツに参加できる機会の充実に取り組みます。また、体育施設を適切に管理し、スポーツに親しめる環境づくりを進めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定期	目標(H40)
7-2-1 文化会館（メイシアター）の年間入館者数		48.6万人 (H28年度)	50万人
7-2-2 吹田市立博物館の年間入館者数		3.4万人 (H29年度)	3.5万人
7-2-3 スポーツイベントやスポーツに関する講座などへの年間参加者数		7.5万人 (H29年度)	9.5万人
7-2-3 「社会体育リーダー」など地域におけるスポーツ指導者の延べ認定者数（累計）		4,099人 (H29年度)	5,000人

▶▶ 関連する主な個別計画

○文化振興基本計画 ○多文化共生推進指針

▶▶ 関連する主な条例

○文化振興基本条例 ○文化財保護条例

政策 3**市民が愛着をもてるまちづくり****目標**

(めざすまちの姿)

まちのさまざまな魅力の向上により、市民が愛着や誇りをもち、住み続けたいと思えるまち

**現状と
課題**

本市は、高い交通利便性や豊かなみどりなどにより、良好な住環境が形成されています。また、多くの企業や大学が立地しているとともに、市立吹田サッカースタジアムや万博記念公園があることなどから、多くの人が訪れるまちでもあります。さらに、「吹田まつり」をはじめとするイベントが盛んであるなど、暮らしにおけるさまざまな面で充実していることが本市の特徴となっています。

市民が愛着や誇りをもち、「住み続けたい」「離れても戻りたい」と思えるまちに向けて、今あるまちの魅力のさらなる向上や新たな魅力づくりに取り組む必要があります。また、市民がまちの魅力を感じられる機会を充実させることで、本市の魅力が市民から市内外へ広がるよう仕掛けいくことが重要です。

本市は、5つの大学などが立地しており、大阪府内で学生数が最も多いまちとなっています。また、市立吹田サッカースタジアムは、Jリーグ「ガンバ大阪」のホームスタジアムであり、レベルの高いプロの試合を身近に体感できるなど、本市の新たな魅力の1つとなっています。市民のまちへの愛着の醸成に向けては、そのような本市独自の強みを積極的に活用していくことも重要です。

施 策

7-3-1 魅力の向上と発信

都市魅力部

今ある本市の強みをさらに伸ばしていくとともに、市民との連携を深めながら、新たな魅力づくりに取り組みます。また、地域資源を活用しながら、市民がまちの魅力を感じられる機会の充実を図るとともに、魅力の発信に取り組みます。

7-3-2 本市独自の強みを生かしたまちづくり

都市魅力部

大学との連携を進め、豊富な人材、情報、技術などのまちづくりへの活用を図ります。また、さまざまな団体との連携を深めながらガンバ大阪のホームタウン活動を盛り上げ、地域ぐるみでの応援の機運を高めます。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定期	目標(H40)
7-3-1	吹田まつりへの協賛・協力団体数	536 団体 (H29 年度)	600 団体
7-3-1	「情報発信プラザ (Inforest すいた)」への年間入場者数	39.5 万人 (H29 年度)	45 万人
7-3-2	大学との連携による事業やイベントなどの年間実施回数	96 回 (H29 年度)	120 回
7-3-2	ガンバ大阪と小学生のふれあいイベントなど応援イベントへの年間参加者数	2,032 人 (H29 年度)	5,000 人

▶▶ 関連する主な個別計画

○シティプロモーションビジョン

▶▶ 関連する主な条例

政策 1**行政資源の効果的活用****目標**

(めざすまちの姿)

限られた財源や人材などの行政資源が有効活用され、新たな行政課題に柔軟に対応しながら、持続可能な行政運営が行われているまち

**現状と
課題**

本市の人口は、長期的には少子高齢化に伴って減少に転じることが予測され、市税収入の減少や、社会保障関係経費の増加が見込まれています。また、公共施設の老朽化に伴い、施設の更新などにかかる経費が集中する時期を迎えようとしています。

地方分権改革が進む中、市民に身近な基礎自治体として、自主・自立のまちづくりをさらに進めていく必要があります。また、持続可能なまちづくりを進めるため、より一層効果的・効率的な行政運営が求められています。PDCAサイクルのもと、実施した取組の成果や課題を検証したうえで、その結果を翌年度以降の取組につなげていく必要があります。

公共施設については、維持管理・更新などのトータルコストの縮減や財政負担の平準化に努める必要があります。また、時代の変化を見据え、柔軟に行政課題に対応できる人材を育成するとともに、効率的な組織運営を進める必要があります。さらに、ICTの利活用などにより、市民サービスの向上や行政運営の効率化を図る視点も重要です。

施 策

8-1-1 効果的・効率的な行財政運営の推進

行政経営部

行政評価の取組を強化しながら、その結果を実施計画、予算に反映し、行政課題に効果的・効率的に対応します。また、大阪府からの権限移譲や、近隣自治体などとの広域連携に努めるとともに、簡素で効率的な行政組織の構築を図ります。

8-1-2 公共施設の最適化

行政経営部

学校や公民館などの一般建築物のほか、道路や上下水道なども含めた公共施設について、日常的な維持管理や老朽化した施設の更新などを適切に行うとともに、施設の複合化や集約化、公有地の利活用を図るなど、総合的かつ計画的な管理を進めます。

8-1-3 人材育成の推進

総務部

時代の変化を見据えながら、行政課題に適切かつ柔軟に対応できる職員を育成するとともに、職員が能力を発揮できる組織づくりを行うため、市民対応能力や政策立案能力の向上などを目的とした職員研修の充実や人事評価制度の活用などを進めます。

8-1-4 I C T の利活用

行政経営部

市民の利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、I C T の利活用を進めます。また、災害発生時などにおける行政サービスの継続性を確保するとともに、情報セキュリティの脅威に対応するため、情報システムの強化を図ります。

■ 施策指標 ■

施策	指標名	策定期	目標(H40)
8-1-1 財政調整基金残高		106 億円 (H28 年度)	100 億円
8-1-1 公債費比率		7.5% (H28 年度)	10%以下
8-1-2 一般建築物の個別施設計画の策定が完了した割合		0% (H29 年度)	100%
8-1-3 職員 1 人当たりの年間研修受講回数		5.9 回 (H29 年度)	7 回
8-1-4 I C T を活用した行政サービスの稼働休止時間		144 分 (H29 年度)	0 分

▶▶ 関連する主な個別計画

○公共施設総合管理計画 ○公共施設最適化計画 ○情報化推進計画 ○人材育成基本方針 ○職員体制最適化計画

▶▶ 関連する主な条例

IV. 市民意識指標（体系別）

市民の意識や行動、満足度などを市民意識指標として設定します。市民意識指標は、さまざまな施策や政策を実現することで向上をめざします（図表 IV-1）。

図表 IV-1 市民意識指標及び関連政策

No.	指標名	H26 年度	目標	主な 関連政策	その他の 関連政策
市全体の取組の向上を示す指標					
1	今住んでいるところが気に入っているので、住み続けようと思っている市民の割合	57.8%	70%	—	—
2	市の窓口サービスに満足している市民の割合	16.3%	50%	—	—
【大綱1】人権・市民自治					
3	人権意識が向上していると思う市民の割合	21.7%	30%	1-1	4-2
4	男女がともに個性や能力を発揮できている社会になってきていると思う市民の割合	30.8%	50%	1-1	4-1
5	市報すいた、ケーブルテレビ、ホームページなど、市が発信する情報に満足している市民の割合	25.9%	41%	1-2 8-1	7-3
6	何らかの機会を通じて市政に参画したことがある市民の割合	4.0%	8%	1-2 8-1	—
【大綱2】防災・防犯					
7	地震や風水害などへの対策に満足している市民の割合	19.0%	70%	2-1	6-2
8	災害に備えている市民の割合	27.7%	75%	2-1	1-2 3-3
9	治安が良いと感じる市民の割合	42.8%	70%	2-2	4-3

No.	指標名	H26 年度	目標	主な 関連政策	その他の 関連政策
【大綱3】福祉・健康					
10	何らかの社会参加をしている高齢者の割合	59.5%	70%	3-1 3-3	1-2 3-3
11	障がい者を支える福祉・保健・医療サービスに満足している市民の割合	13.7%	18%	3-2	3-3 4-1
12	住み慣れた地域での生活を支える地域福祉に満足している市民の割合	12.7%	24%	3-3	3-1 3-2
13	保健事業や健康づくりに満足している市民の割合	14.8%	18%	3-4	—
【大綱4】子育て・学び					
14	安心して子育てができる環境にあると思う世帯の割合	62.3%	75%	4-1 4-2 4-3	3-2 3-3 3-4
15	学校教育に満足している市民の割合	20.9%	50%	4-2	3-2
16	一年間で何らかの学習活動を行った市民の割合	—	50%	4-4	7-2
【大綱5】環境					
17	快適な生活環境の確保に満足している市民の割合	26.6%	40%	5-1	—
18	ごみの発生抑制・排出抑制やリサイクルなどごみ減量の取組に満足している市民の割合	25.1%	40%	5-1	—
【大綱6】都市形成					
19	まちなみが美しいと感じる市民の割合	58.6%	70%	6-1 6-2	5-1
20	みどりが豊かでまちに愛着や誇りを感じる市民の割合	61.4%	67%	6-1	5-1
21	鉄道・バスなど公共交通網の便利さに満足している市民の割合	54.5%	60%	6-2	—
【大綱7】都市魅力					
22	商工業の振興に満足している市民の割合	10.8%	15%	7-1	—
23	芸術文化を親しめる環境として満足している市民の割合	15%	20%	7-2	4-4
24	成人の週 1 回以上のスポーツ実施率	36.7%	50%	7-2	3-4 4-4
25	市の魅力を伝える取組に満足している市民の割合	7.5%	15%	7-3	—

附屬資料

I. 施策指標の一覧

No	施策	指標名	策定期	目標(H40)	指標として設定する理由	目標値の考え方・積算など	指標の出典・定義など
1	111	平和祈念資料館の年間利用者数	5万人 (H29年度)	6万人	平和に対する市民意識の高揚を図るために、より多くの市民への啓発が重要であることから、啓発の中心的な場となっている平和祈念資料館の利用者数を指標として設定。	啓発イベントや展示などの充実、周知の対象の拡大による利用者の増加を見込む。	本市実績による
2	112	人権に関する啓発活動や講演会などへの年間参加者数	6.1万人 (H29年度)	6.5万人	人権意識の向上を図るために、より多くの市民の人権啓発や教育が重要であることから、指標として設定。	周知の対象の拡大などによる参加者の増加を見込む。	本市実績による
3	112	人権をテーマにした標語やポスターなどの作品を市の事業へ応募した小・中学校の数	36校 (H29年度)	54校	人権意識の向上を図るために、より多くの児童・生徒が人権について理解を深める機会を持つことが重要であることから、指標として設定。	すべての小・中学校の応募をめざす。	本市実績による
4	113	市職員の管理職(課長代理級以上)における女性の割合	25.1% (H30年度)	30%	男女共同参画社会の実現のため、行政が率先して男女共同参画に取り組む必要があることから、指標として設定。	女性が働きやすい環境づくりや人材育成に取り組むことで、女性の管理職の増加を見込む。	本市実績による ※算出式 女性の管理職の人数/管理職の人数×100
5	113	交際相手からの暴力(デートDV)に関する中学生を対象とした啓発講座の実施校数	3校 (H29年度)	18校	男女共同参画社会の実現のため、DV防止などの取組が重要であり、特に、予防については若年層への啓発が重要であることから、指標として設定。	すべての中学校での実施をめざす。	本市実績による
6	121	市のホームページの閲覧者数(月平均)	14.5万人 (H29年度)	20万人	情報共有を推進するため、迅速かつ柔軟に情報提供を行うことのできる市ホームページの活用が効果的であることから、指標として設定。	ホームページの充実などによる閲覧者の増加を見込む。	本市実績による
7	122	市民委員の公募を行っている審議会などの割合(公募できないものを除く)	80.4% (H29年度)	100%	市民参画を推進するため、審議会などへの市民委員の参画を進めることが重要であることから、指標として設定。	すべての審議会など(公募できないものを除く)において市民委員の公募が実施されていることが望ましいことから、100%をめざす。	本市実績による ※算出式 市民委員の公募を行っている審議会などの数/審議会などの数(公募できないものを除く)×100
8	122	市民公益活動センター(ラコルタ)の年間利用者数	6.4万人 (H29年度)	7万人	協働を推進するため、活動の場の提供を行うとともに、市民公益活動への支援の充実を図ることが重要であることから、指標として設定。	講座や研修の充実や、施設に関する周知の強化などによる利用者の増加を見込む。	本市実績による
9	123	自治会加入率	51.0% (H29年度)	60%	コミュニティの活性化を図るために、地域コミュニティの形成において大きな役割を担っている自治会の加入率を指標として設定。	自治会加入率が減少傾向にある中で、自治会活動への支援や新たに転入してきた世帯への周知の強化などによる加入世帯の増加を見込む。	※算出式 自治会に加入している世帯数/総世帯数(住民基本台帳)×100
10	123	コミュニティセンターや市民センターなどコミュニティ施設の年間利用件数	4.5万件 (H29年度)	4.8万件	コミュニティの活性化を図るために、市民が集う機会の提供などコミュニティ活動への支援を行うことが重要であることから、指標として設定。	コミュニティ活動への支援や施設に関する周知の強化などによる利用件数の増加を見込む。	本市実績による
11	211	各種団体との防災協定締結数	64件 (H29年度)	100件	危機管理体制の充実を図るために、関係機関との連携の強化が重要であることから、指標として設定。	防災協定締結団体数の増加をめざし、過去の推移を踏まえ、年4件程度の増加を見込む。	本市実績による

No	施策	指標名	策定時	目標(H40)	指標として設定する理由	目標値の考え方・積算など	指標の出典・定義など
12	212	連合自治会単位での自主防災組織の結成率	70.5% (H29年度)	100%	地域の防災力・減災力の向上を図るため、地域が主体となった防災・減災の取組が重要であり、自主防災組織の結成を進める必要があることから、指標として設定。	すべての連合自治会で結成されることをめざす。	※算出式 自主防災組織を結成している連合自治会数／連合自治会数×100
13	213	消防団員数	179人 (H30年度)	250人	消防体制の充実を図るために、市民による地域に密着した消防組織である消防団の体制強化が重要であることから、指標として設定。	吹田市消防団条例第3条に規定する定員数まで消防団員を増加させることをめざす。	本市実績による
14	213	普通救命講習などの年間受講者数	1万人 (H29年度)	1万人	救急救命体制の充実を図るために、より多くの市民が適切な応急処置を実施できることが重要であることから、指標として設定。	国の検討では、成人人口の20%に救命講習を実施すれば、救命率の向上に有効とされており、本市では、より充実した体制とするため、10年間で、生産年齢人口の40%（約10万人）に対し救命講習などを実施することとし、1年度当たり1万人を目指とする。	本市実績による
15	221	防犯に関する講座の年間受講者数	710人 (H29年度)	1,500人	防犯力の向上を図るため、市民一人ひとりの防犯意識を高めることが重要であることから、指標として設定。	これまでに講座を実施していない児童センターや自治会などへの周知による、受講者の増加を見込む。	本市実績による
16	222	消費者向けの講座の年間受講者数	594人 (H29年度)	700人	消費者意識の向上を図るために、消費者教育や啓発が重要であることから、指標として設定。	周知の強化などによる受講者の増加を見込む。	本市実績による
17	311	高齢者生きがい活動センターの年間利用者数	5.1万人 (H29年度)	6万人	高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図るために、生きがいづくりの活動が行える場の提供と活動への支援を行うことが重要であることから、指標として設定。	高齢者生きがい活動センターが主催する事業の充実などによる利用者の増加を見込む。	本市調査による
18	312	後期高齢者のうち、要支援・要介護の認定を受けている人の割合	33.5% (H29年度)	32%	高齢者が可能な限り自立した生活が送れるよう、さまざまな取組を実施した成果を表す指標として設定。	平成29年4月時点の国の実績値（32.1%）以下をめざす。	※算出式 要支援・要介護の認定者数／75歳以上人口×100
19	312	認知症サポートの一養成数（累計）	2.2万人 (H29年度)	5.6万人	高齢者を地域で支え合う体制づくりを推進するため、市民による見守りを増やしていくことが重要であることから、指標として設定。	「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の考え方に基づき、平成40年度の目標値を算出。	本市実績による
20	313	受けている介護サービスに満足している利用者の割合	67.7% (H28年度)	70%	質の高い介護サービスが供給されている状況を表す指標として設定。	介護サービスの質の向上を図り、利用者の満足度の向上をめざす。	本市調査による
21	321	ホームヘルプなど訪問系サービスの利用者数（月平均）	1,274人 (H28年度)	1,860人	障がい者が地域で生活するために必要な支援の充実を図るために、訪問系サービスの充実を図ることが重要であることから、指標として設定。	過去の実績やニーズを踏まえ、訪問系サービスの利用者の増加を見込む。	本市調査による
22	321	グループホームの利用者数（月平均）	337人 (H28年度)	700人	障がい者が地域で自立して生活できるよう、住まいの場の確保を図る必要があることから、指標として設定。	グループホームのニーズの増加傾向を踏まえ、現状の倍以上の利用者数を見込む。	本市調査による
23	322	移動支援事業の利用者数（月平均）	1,059人 (H28年度)	1,230人	障がい者の社会参加の促進のため、外出時の移動支援サービスのニーズに基づいた利用者数を指標として設定。	過去の実績を踏まえ、移動支援事業の利用者の増加を見込む。	本市実績による

No.	施策	指標名	策定時	目標(H40)	指標として設定する理由	目標値の考え方・積算など	指標の出典・定義など
24	322	「就労継続支援（非雇用型）事業所」における工賃の平均月額	12,517円(H28年度)	18,000円	障がい者の社会参加の促進のため、福祉の就労の場における工賃の向上を図ることが重要であることから、指標として設定。	直近3か年で最も高い実績である平成26年度実績(13,286円)に、第4期大阪府障がい福祉計画の工賃向上目標率(34.2%以上)を上乗せし、算出。	本市調査による
25	331	小地域ネットワーク活動の延べ参加者数(地区福祉委員含む)	8.3万人(H29年度)	8.8万人	住民主体の地域福祉活動を促進するため、地域のつながりづくりを目的とした小地域ネットワーク活動の参加者が増加することが重要であることから、指標として設定。	地域活動に関する情報発信や活動の場の確保などの支援による参加者の増加を見込む。	本市調査による
26	331	福祉避難所の支援を行うボランティアの人数	0人(H30年度事業開始)	130人	災害発生時に災害時要援護者への支援を適切に行うため、福祉避難所ごとに必要なボランティアが配置されている必要があることから、指標として設定。	すべての福祉避難所で必要とされるボランティアの人数が確保されることをめざす。	本市実績による
27	332	生活困窮者に対する就労支援専門員が関わる支援により就労につながった人数	87人(H29年度)	90人	生活困窮者（生活保護受給者を含む）への就労支援の取組の成果を表す指標として設定。	生活困窮者への相談・支援の充実を図ることにより、就労に結び付いた人数を増加させることをめざす。	本市実績による ※実績は、稼働年齢層（15～64歳）における就労人数
28	341	特定健康診査（吹田市国保健康診査）の受診率	46.0%(H28年度)	60%	市民による健康づくりの推進を図るために、生活習慣病の予防や重症化防止の取組の1つとして、特定健康診査の受診率を向上させる必要があることから、指標として設定。	未受診者への健診受診勧奨に努めるとともに、受診しやすい体制の整備を進めることで、受診率の増加をめざす。	本市実績による ※算出式 40～74歳の健診受診者数／40～74歳の吹田市国民健康保険加入者数×100
29	341	生活習慣改善に取り組む市民の割合	男性：53.4% 女性：59.1%(H28年度)	男性：58% 女性：65%	市民が主体的に健康づくりに取り組むことができている状況を表す指標として設定。	市民の健康意識の向上に向けた取組や地域での健康づくり活動への支援の充実を図ることにより、成果の向上を見込む。	本市調査による
30	342	健康増進広場など健都の施設を活用した運動プログラムや健康イベントなどの年間実施件数	0件(H30年度事業開始)	180件	健都を生かした健康づくりの取組を推進するため、さまざまな運動プログラムや健康イベントなどを継続的に実施していくことが重要であることから、指標として設定。	健康増進広場などの運動プログラムや健康イベントなどを継続的に実施していくことをめざす。	本市実績による
31	343	地域医療推進に関する講演会などの参加者数（累計）	210人(H29年度)	1,600人	市民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、在宅医療の推進や、かかりつけ医の定着促進に関する啓発が重要であることから、指標として設定。	在宅医療の推進やかかりつけ医の定着促進などに関する講座やシンポジウムの内容の充実を図ることにより、参加者の増加を見込む。	本市実績による
32	411	保育所などの待機児童数	55人(H30年度)	0人	働きながら子育てができる環境の整備状況を表す指標として設定。	保育所などの受け入れ枠の確保により、待機児童の解消をめざす。	本市実績による
33	412	「子育て支援コンシェルジュ」の年間利用者数	3,510人(H29年度)	5,000人	子育て支援サービスを効果的に実施するため、子育て支援サービスと利用者を適切につなげることが重要であり、コンシェルジュの利用促進を図る必要があることから、指標として設定。	子育て支援コンシェルジュの設置箇所数の増加により、相談しやすい環境を整えることで利用者の増加を見込む。	本市実績による
34	413	生後4か月までの乳児がいる家庭に対し保健師、民生委員・児童委員などが訪問し面談を行った割合	72.2%(H29年度)	80%	保護者の育児に関する不安の軽減や、虐待の未然防止・早期発見のため、乳児のいる家庭に訪問し、必要に応じて適切な支援につなげることが重要であることから、指標として設定。	留守などで面談ができなかった家庭へのフォローを強化し、面談を行うことができた家庭の割合の増加をめざす。	本市実績による ※算出式 家庭を訪問し面談を行った家庭数／生後4か月までの乳児がいる家庭数×100

No.	施策	指標名	策定時	目標(H40)	指標として設定する理由	目標値の考え方・積算など	指標の出典・定義など
35	413	「ひとり親家庭相談」における就業相談の利用により就業につながったひとり親の人数	20人 (H29年度)	50人	ひとり親家庭の経済的自立を図るために、就業支援を行うことが重要であることから、指標として設定。	ひとり親に対する就業相談において、就業支援専門員の配置など支援の充実を図ることによる成果の向上を見込む。	本市実績による
36	421	授業で学習したことか将来社会に出た時に役に立つと思う小・中学生の割合	小：87.1% 中：78.4% (H29年度)	小：95% 中：86%	主体的に学習する姿勢を身につけるため、目的意識を持つことが重要であることから、指標として設定。	全国で一位の都道府県（※）の割合と同等となることをめざす。 ※秋田県：小95%、中86%（H29年度）	文部科学省「全国学力・学習状況調査」による
37	421	学校へ行くのが楽しいと感じる小・中学生の割合	小：86.6% 中：80.6% (H29年度)	小：92% 中：86%	教育内容の充実や良好な人間関係などにより、学校へ行くのが楽しいと感じられている状況を表す指標として設定。	全国で一位の都道府県（※）の割合と同等となることをめざす。 ※和歌山県：小92%、秋田県・山口県：中86%（H29年度）	文部科学省「全国学力・学習状況調査」による
38	422	小・中学校の校舎及び体育館の大規模改修の実施率	18.2% (H29年度)	100% (H36年度まで)	建設から30年を経過した校舎や体育館が全体の約9割を占めており、安全で快適な学校教育環境の整備を図るため、校舎などの老朽化対策が必要であることから、指標として設定。	老朽化対策が必要な施設（校舎：47校、体育館：41校）の改修を計画通り完了することをめざす。	本市実績による ※算出式 改修が完了した学校数／改修を行った学校数×100
39	422	小・中学校のトイレ改修の実施率	41.5% (H29年度)	100% (H32年度まで)	快適な学校教育環境の整備を図るために、学校のトイレの改修工事が必要であることから、指標として設定。	すべての小・中学校（平成27年開校の千里丘北小学校を除く）で改修工事が計画通り完了することをめざす。	本市実績による ※算出式 改修が完了した学校数／改修を行った学校数×100
40	431	青少年指導者講習会の年間受講者数	268人 (H29年度)	350人	青少年の健全育成を図るために、地域での見守りが重要であり、青少年指導者や指導者団体を養成する必要があることから、指標として設定。	受講対象者の拡大や内容の充実を図ることによる受講者の増加を見込む。	本市実績による
41	431	青少年施設主催イベント・講座などの年間参加者数	13.6万人 (H29年度)	14万人	青少年の健全育成を図るために、子供たちが仲間をつくり、さまざまな体験・活動や学習をする機会を提供することが重要であることから、指標として設定。	青少年クリエイティブセンターなどの青少年施設で実施するイベントについて、内容の充実を図ることによる参加者の増加を見込む。	本市実績による
42	432	留守家庭児童育成室の受入児童数	3,236人 (H29年度)	4,600人	放課後などに、児童が安心安全に過ごせる居場所を提供することが重要であることから、指標として設定。	留守家庭児童育成室の利用を必要とする児童の増に対応することによる受入児童の増加を見込む。	本市実績による
43	432	太陽の広場などの年間参加者数	20.7万人 (H29年度)	22.7万人	放課後などに、児童がさまざまな体験や活動を行なながら、安心安全に過ごせる居場所を提供することが重要であることから、指標として設定。	開催回数や活動内容の充実を図ることによる参加者の増加を見込む。	本市実績による ※算出式 太陽の広場参加者数+地域の学校参加者数
44	441	市民大学講座の年間受講者数	2,538人 (H29年度)	3,000人	あらゆる世代の生涯学習活動を支援するため、学習機会の充実を図ることが重要であることから、指標として設定。	講座内容の充実や周知の強化などによる受講者の増加を見込む。	本市実績による
45	442	地区公民館の年間利用者数	43.4万人 (H29年度)	46.6万人	生涯学習活動を行える場の提供を行うとともに、学習支援の充実を図ることが重要であることから、指標として設定。	公民館での講座内容の充実や周知の強化などによる利用者の増加を見込む。	本市実績による

No.	施策	指標名	策定時	目標(H40)	指標として設定する理由	目標値の考え方・積算など	指標の出典・定義など
46	442	図書館の年間入館者数	195.8万人 (H29年度)	222万人	生涯学習活動において、図書館が大きな役割を担っていると考えられることから、指標として設定。	近隣市との広域利用など、サービスの充実を図るとともに、新たな図書館を整備することによる入館者の増加を見込む。	本市実績による
47	511	市域の年間エネルギー消費量	18.9PJ (H27年度)	13.1PJ	節エネルギー、省エネルギーの促進及び再生可能エネルギーの利用促進に向けた取組の成果を表す指標として設定。	「地球温暖化対策新実行計画」の考え方に基づき、平成40年度の目標値を算出。	本市調査による
48	511	市域の太陽光発電システム設備容量(累計)	1.5万kW (H28年度)	3.5万kW	再生可能エネルギーの普及啓発の成果を表す指標として設定。	「地球温暖化対策新実行計画」の考え方に基づき、平成40年度の目標値を算出。	本市調査による
49	512	「マイバッグ」の持参率	44.1% (H29年度)	80%	ごみの排出抑制を図るために、環境負荷の軽減に向けたライフスタイルの見直しなどに関する市民への啓発が重要であることから、指標として設定。	レジ袋の無料配布を中止した店舗の実績(約80%)を踏まえ、市全体でその水準をめざす。 ※算出式 レジ袋をもらわなかつた商品購入者／商品購入者×100 (市内の「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」締結店舗における割合)	
50	512	市民1人当たりの1日のごみ排出量	843g (H29年度)	760g	ごみの減量に向けた取組の成果を表す指標として設定。	大阪府内でごみ排出量が最も少ない市(※)と同等となることをめざす。 ※八尾市: 760g (H26年度)	本市実績による
51	513	公害に関する苦情を解決した割合	68.1% (H29年度)	80%	安全で健康な生活環境を保全するため、公害が発生しないよう、事業者などに対する助言や指導が重要であることから、指標として設定。	安全で健康な生活環境を維持するため、苦情はすべて解決されることが望ましいが、内容や受付時期により年度内の解決が困難な場合もあるため、過去5年の苦情の受付・対応状況や解決割合などを踏まえ、目標値を算出。	本市実績による
52	513	「環境美化推進団体」の団体数	24団体 (H29年度)	40団体	良好な生活環境の維持などを図るために、市民の美化意識の向上が重要であることから、指標として設定。	啓発などによる年1～2団体の増加を見込む。	本市実績による
53	611	まちづくりのルール(地区整備計画)の策定地区数[面積]	52地区 [160.9ha] (H29年度)	75地区 [230ha]	地域の特性を生かしたまちづくりを進めため、必要に応じてまちづくりのルールを定めることが重要なことから、指標として設定。	地区整備計画の増加をめざし、過去の推移を踏まえ、年2地区程度(年6ha程度)の増加を見込む。	本市実績による
54	611	景観に関するルール(景観重点地区)の指定地区数[面積]	20地区 [88.7ha] (H29年度)	40地区 [150ha]	地域の特性を生かし、良好な景観形成を図るために、必要に応じて景観に関するルールを定めることが重要なことから、指標として設定。	重点地区的増加をめざし、過去の推移を踏まえ、年2地区程度(年6ha程度)の増加を見込む。	本市実績による
55	612	住宅の耐震化率	81.4% (H27年度)	95%	良好な住環境を形成を図るために、災害に強いまちづくりを進めることが重要であり、市内住宅の耐震化を図る必要があることから、指標として設定。	国や大阪府の方針を踏まえ、住宅の耐震化率を95%以上とすることをめざす。	※算出式 耐震性を満たす住宅数／住宅総数×100
56	612	空き家のうち腐朽・破損のあるものの割合	28.7% (H25年度)	10%	良好な住環境の形成を図るために、適正に管理されていない状態で放置された空き家を減らすことが重要なことから、指標として設定。	大阪府「住まうビジョン」に基づき、腐朽・破損のある空き家の割合を減らすことめざす。	総務省「住宅・土地統計調査」による

No.	施策	指標名	策定時	目標(H40)	指標として設定する理由	目標値の考え方・積算など	指標の出典・定義など
57	613	公園などの面積	358.8ha (H29年度)	361.6ha	みどり豊かな都市空間の形成のため、まとまったみどりの少ない地域には、公園などの公共のみどりの整備を行う必要があることから、指標として設定。	まとまったみどりの少ない地域などで、公園などの整備を行える可能性のある一定の土地を想定し、目標とする面積を算出。	本市実績による ※面積は、公園、緑地などの合計面積
58	613	「みどりの協定」に基づく取組などを実行する団体数	28団体 (H29年度)	60団体	みどり豊かな都市空間の形成のため、道筋に面した民有地の緑化などの取組を広げることが重要であることから、指標として設定。	南吹田緑化重点地区で、花やみどりを活かしたまちづくりの推進により、活動団体の増加を見込む。また、同地区での取組の波及効果などにより、他の地域でも団体数が増加することをめざす。	本市実績による
59	621	パリアフリー重点地区内の主要な生活関連経路などの整備延長	8.3km (H29年度)	17km	安全・快適な道路環境を確保するため、道路のパリアフリー化を進める必要があることから、指標として設定。	国の目標に基づき、重点地区内の生活関連経路(約16km)のパリアフリー化を進め、その後、準生活関連経路(約1km)を整備することをめざす。	本市実績による ※生活関連経路と準生活関連経路の整備延長
60	621	都市計画道路の整備率	91% (H29年度)	96%	安全・快適な都市を形成するため、都市計画道路は重要な基盤の1つであることから、指標として設定。	今後10年間で整備を進める都市計画道路を計上し、目標値を算出。	※算出式 完成済み都市計画道路延長／都市計画道路の計画延長×100
61	622	水道管路の更新延長	7.2km (H29年度)	93km	水道施設を適切に維持管理するため、水道管路の老朽化に対応する必要があることから、指標として設定。	水道管路の健全度や事業量の平準化などを踏まえた中長期的な検討に基づき、平成31年度から老朽化した水道管路を年8km程度ずつ更新を進めることを見込む。	本市実績による
62	622	水道基幹管路の耐震化率	41.9% (H29年度)	58%	災害に強い水道システムの構築を図るため、地震などの災害リスクを軽減する必要があり、水道管の中でも重要な役割を担う基幹管路の耐震化率を指標として設定。	基幹管路のうち、送水管・配水管を中心に管路の重要度に基づき、今後10年間で整備すべき耐震管を計上し(約20km)、目標値を算出。	本市実績による ※算出式 基幹管路耐震管延長／基幹管路延長×100
63	623	下水道管路の更新及び長寿命化延長	23.9km (H29年度)	65km	下水道施設を適切に維持管理するため、下水道管路の老朽化に対応する必要があることから、指標として設定。	「下水道長寿命化計画」に基づき、年3.5km程度ずつ更新などを進めることを見込む。	本市実績による
64	623	雨水排水施設の整備率 (1時間に約50mmの降雨に対応)	54.0% (H29年度)	55%	豪雨による浸水被害の軽減などを図るために、雨水排水施設の整備を進める必要があることから、指標として設定。	10年に1回程度生じる降雨(1時間に約50mm)に対応できる雨水排水施設の整備に向け、「公共下水道事業計画」に基づき、雨水排水施設の整備率の向上をめざす。	本市実績による ※算出式 整備済面積／計画面積×100
65	624	自転車通行空間の整備延長	0.9km (H29年度)	40km	安全・快適な交通環境を整備するため、近年増加している自転車利用者にとって安全な通行空間の整備を進める必要があることから、指標として設定。	「自転車利用環境整備計画」に基づき、自転車ネットワーク選定路線のうち、市道(約40km)を計画的に整備することをめざす。	本市実績による
66	711	開業率と廃業率の差	△2.4ポイント (H28年)	3ポイント	地域経済の活性化を図るために、創業の促進や廃業の抑制が重要であることから、指標として設定。	「商工振興ビジョン2025」に基づき、創業や事業継続に対する支援による開業率の増加や廃業率の減少を見込む。	総務省「経済センサス」による
67	711	商店街及び小売市場における空き店舗率	9.3% (H29年度)	7%	地域経済の活性化を図るために、空き店舗の活用などにより、商店街の活性化が重要であることから、指標として設定。	「商工振興ビジョン2025」に基づき、空き店舗活用への支援などによる空き店舗率の減少を見込む。	※算出式 商店街及び小売市場の空き店舗数／商店街及び小売市場の総店舗数×100
68	712	JOBナビすいたを活用した年間就職者数	612人 (H29年度)	630人	JOBナビすいたを活用した就労支援の成果を表す指標として設定。	求職者と人材不足分野の事業者のマッチングの取組の強化などによる就職者の増加を見込む。	本市実績による

No.	施策	指標名	策定期	目標(H40)	指標として設定する理由	目標値の考え方・積算など	指標の出典・定義など
69	712	「障がい者就職応援フェア」への参加者数	52人(H29年度)	85人	求職者一人ひとりの状況に応じた就労支援を進めるため、働く意欲のある障がい者への就労支援の充実が重要であることから、指標に設定。	周知の強化などによる参加者の増加を見込む。	本市実績による
70	721	文化会館(メイシアター)の年間入館者数	48.6万人(H28年度)	50万人	文化の振興を図るため、より多くの市民が文化や芸術にふれることが重要であることから、指標として設定。	入館者数は減少傾向にある中で、文化や芸術にふれる機会の充実などによる入館者の増加を見込む。	本市実績による
71	722	吹田市立博物館の年間入館者数	3.4万人(H29年度)	3.5万人	文化財の活用において、博物館をより多くの市民が利用することが重要であることから、指標として設定。	魅力のある展示など企画の充実による入館者の増加を見込む。	本市実績による
72	723	スポーツイベントやスポーツに関する講座などへの年間参加者数	7.5万人(H29年度)	9.5万人	地域におけるスポーツの振興を図るために、スポーツイベントへより多くの人が参加することが重要であることから、指標として設定。	地域のスポーツ関係団体や各競技団体との連携を深めることによる参加者の増加を見込む。	本市実績による
73	723	「社会体育リーダー」など地域におけるスポーツ指導者の延べ認定者数(累計)	4,099人(H29年度)	5,000人	地域におけるスポーツの振興を図るために、市民への指導や助言などを行うスポーツ指導者の育成が重要なことから、指標として設定。	指導者はやや減少傾向にある中で、地域のスポーツ関係団体や各競技団体との連携を深め、養成講座の周知の強化などによる、指導者の増加を見込む。	本市実績による
74	731	吹田まつりへの協賛・協力団体数	536団体(H29年度)	600団体	本市の魅力の向上や新たな魅力づくりを図るため、市民がまちの魅力を改めて感じられる場となるい吹田まつりの活性化が重要であり、さまざまな団体との連携を進めが必要があることから、指標として設定。	さまざまな団体への呼びかけによる協賛・協力団体数の増加を見込む。	本市実績による
75	731	「情報発信プラザ(Infoforestすいだ)」への年間入場者数	39.5万人(H29年度)	45万人	本市の魅力の発信を行うため、情報発信プラザ(Infoforestすいだ)に、より多くの人が訪れることが重要であることから、指標として設定。	魅力のある企画を実施することによる入場者の増加を見込む。	本市実績による
76	732	大学との連携による事業やイベントなどの年間実施回数	96回(H29年度)	120回	大学がもつ豊富な人材、情報、技術をまちづくりに活用するため、さまざまな分野で大学との連携を進めることが重要であることから、指標として設定。	大学や学生団体との情報共有の強化などによる回数の増加を見込む。	本市実績による
77	732	ガンバ大阪と小学生のふれあいイベントなど応援イベントへの年間参加者数	2,032人(H29年度)	5,000人	本市独自の強みを生かしたまちづくりを進め、市民のまちへの愛着や誇りを醸成するため、ガンバ大阪を活用したイベントの実施などが効果的と考えられることから、指標として設定。	イベントの実施回数の増加や周知の強化などによる、参加者の増加を見込む。	本市実績による
78	811	財政調整基金残高	106億円(H28年度)	100億円	効果的・効率的な行政財政運営の推進を図るために、継続して安定的な財政運営を行うための備えを確保することが重要であることから、指標として設定。	過去の実績や同規模団体(中核市及び施行時特例市)の状況などを踏まえ、おおむね100億円の確保をめざす。	本市実績による
79	811	公債費比率	7.5%(H28年度)	10%以下	効果的・効率的な行政財政運営の推進を図るために、将来世代への過度な財政負担を残さないよう、適正な市債管理に努めることが重要であることから、指標として設定。	過去の実績や同規模団体(中核市及び施行時特例市)の状況などを踏まえ、10%を超えない範囲で市債管理することをめざす。	本市実績による ※算出式 公債費／標準財政規模×100
80	812	一般建築物の個別施設計画の策定が完了した割合	0%(H29年度)	100%	公共施設の最適化を図るために、すべての一般建築物の個別施設計画を策定する必要があることから、指標として設定。	「公共施設最適化計画(実施編)」の計画期間終了時期である平成32年度末までに、すべての一般建築物の個別施設計画の策定をめざす。	本市実績による ※算出式 個別施設計画を策定した数／個別施設計画の策定予定数×100
81	813	職員1人当たりの年間研修受講回数	5.9回(H29年度)	7回	職員の資質向上や能力開発のため、職員研修が重要であることから、指標として設定。	一人あたりの研修回数が現状より増加することをめざす。	本市実績による ※算出式 延べ年間研修受講者数／職員数
82	814	ICTを活用した行政サービスの稼働休止時間	144分(H29年度)	0分	行政サービスを安定的かつ効率的に提供するため、情報システムを障害なく運用することが重要であることから、指標として設定。	システム障害を起こすことなく、行政サービスを継続的に提供することをめざす。	本市実績による

II. 地域の特性

基本構想「V. 施策の大綱」では、「地域の特性を生かしたまちづくり」を取組の視点の1つとしています。本資料では、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるにあたっての参考として、各分野で共通して把握しておくべき、地域に関する基礎的な情報をまとめます。

取組を進めるにあたっては、必要に応じて、地域の実情に応じた圏域設定を行うこととしており、各分野の個別計画などでは、取組内容に応じて小学校区や中学校区、ブロック単位など、さまざまな圏域が設定されています。ここでは、地域に関する基礎的な情報をまとめにあたり、参考として、市域を一定の生活圏域などを考慮した6つのブロックに分けて示します。

視点3【 地域の特性を生かしたまちづくり】(基本構想「V. 施策の大綱」 取組の視点から抜粋)

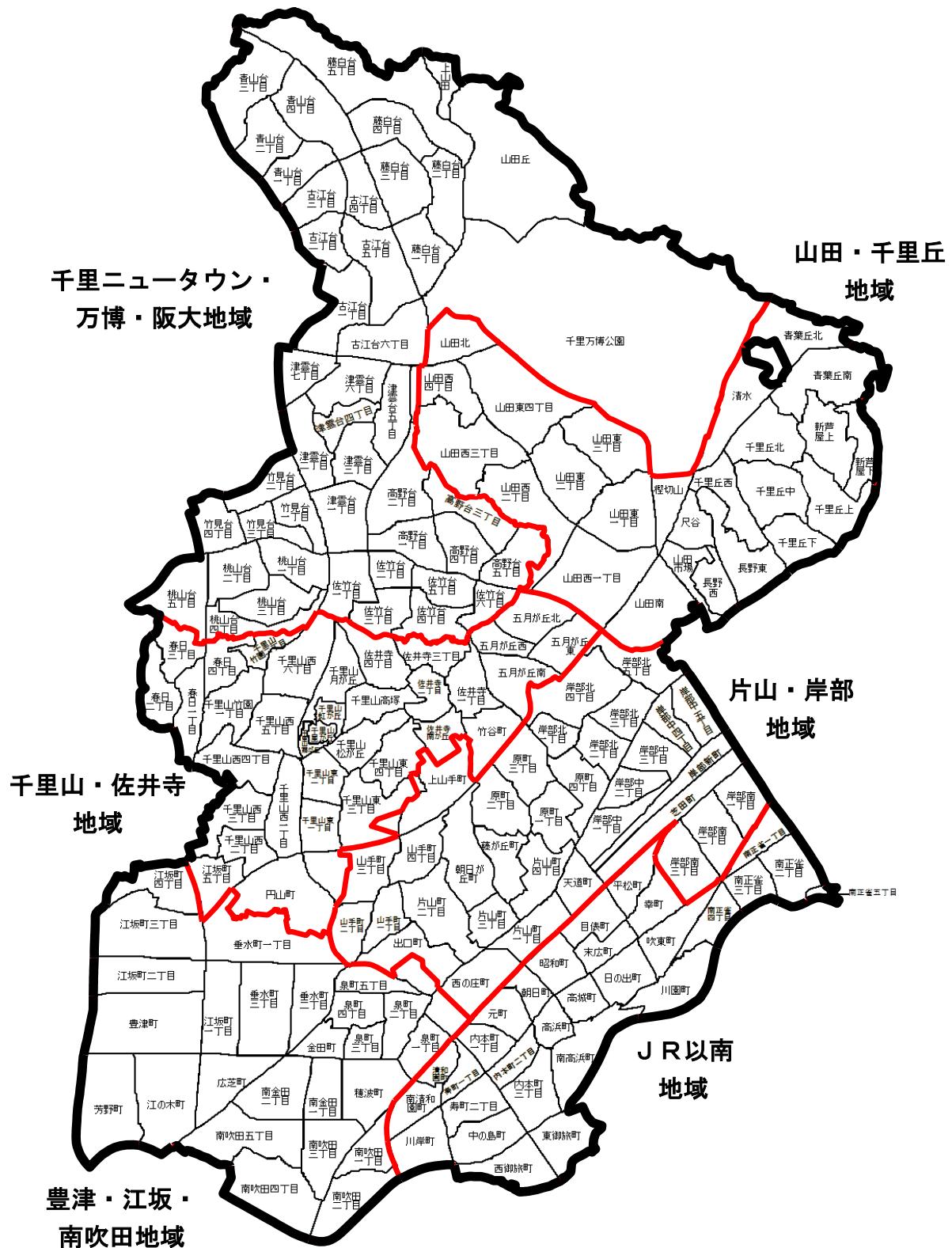
本市は、歴史的な面影を残す地域や、計画的な住宅開発や道路・公園などの整備が進められた地域、工業や商業が集積する地域など、さまざまな特性をもった地域から成り立っています。地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めるとともに、さまざまな課題を解消していくため、地域ごとの特性や課題を把握することが重要です。

地域の実情に応じた圏域設定を行い、地域の特性や課題を把握・分析しながら取組を進めるなど、地域の特性を生かしたまちづくりに努めます。なお、圏域設定は、小学校区単位や、一定の生活圏域を広域的に区分するブロック単位などを、柔軟に組み合わせて行うこととします。

■個別計画による圏域設定の例

個別計画の名称	取組内容と圏域設定	関連する主な施策
第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	高齢者の福祉・介護サービスを住み慣れた地域において提供するため、6つのサービス整備圏域を設定。	【3-1-2】暮らしを支える支援体制の充実 【3-1-3】介護保険制度の安定的運営
子ども・子育て支援事業計画	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を整備するため、2区域に区分。 保育所・認定こども園（保育所部分）を整備するため、3区域に区分。	【4-1-1】就学前の教育・保育の充実
	留守家庭児童育成室を整備するため、小学校区で区分。	【4-3-2】放課後の居場所の充実
立地適正化計画（改定版）	都市施設の立地誘導を図るため、鉄道駅を中心とした7つの都市機能誘導区域を設定。	【6-1-1】土地利用誘導と良好な景観形成
第2次みどりの基本計画（改訂版）	地域に応じたみどりのまちづくりを行うため、6つのブロックに区分。	【6-1-3】みどりの保全と創出

■地域の分け方（6つのブロック）



1. 各地域の特性

(1) JR 以南地域

この地域は、安威川や神崎川を隔てて大阪市と接し、水運に恵まれていたことから、交通の要衝として発展し、市内でも早くから開けてきた地域です。

吹田発祥の地といわれ、旧集落のまちなみや高浜神社などの由緒ある寺社など、歴史的な風情が地域内の各所に残っており、また、市内でも戸建住宅が多い地域となっています。吹田歴史文化まちづくりセンター（浜屋敷）や旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）を中心に、歴史・文化資源を活用したさまざまな取組が行われています。JR 吹田駅付近には、商店街や商業施設などが立地しています。神崎川沿いには、製造業を中心とする大規模工場や、スポーツグラウンドのある中の島公園が立地しています。また、神崎川・安威川沿いは貴重なみどりと水辺の空間となっています。

人口は減少傾向にあり、高齢化率は市内の他の地域と比べて高い水準となっています。

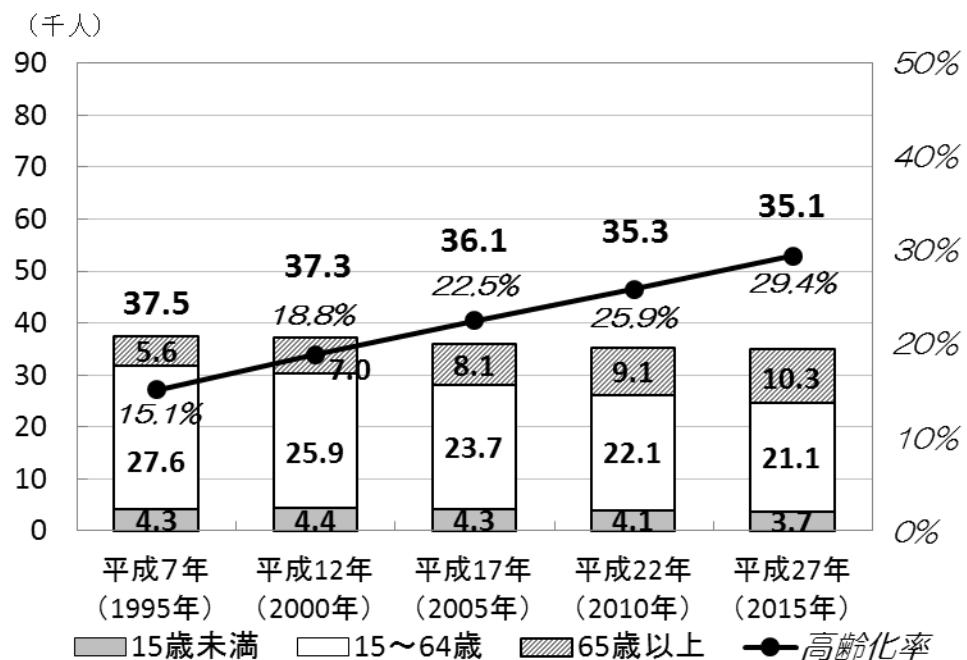
■地域マップ

【写真】
例：商店街



【写真】
例：歴史的なまちなみ

■人口及び高齢化率の推移



総務省「国勢調査」から作成

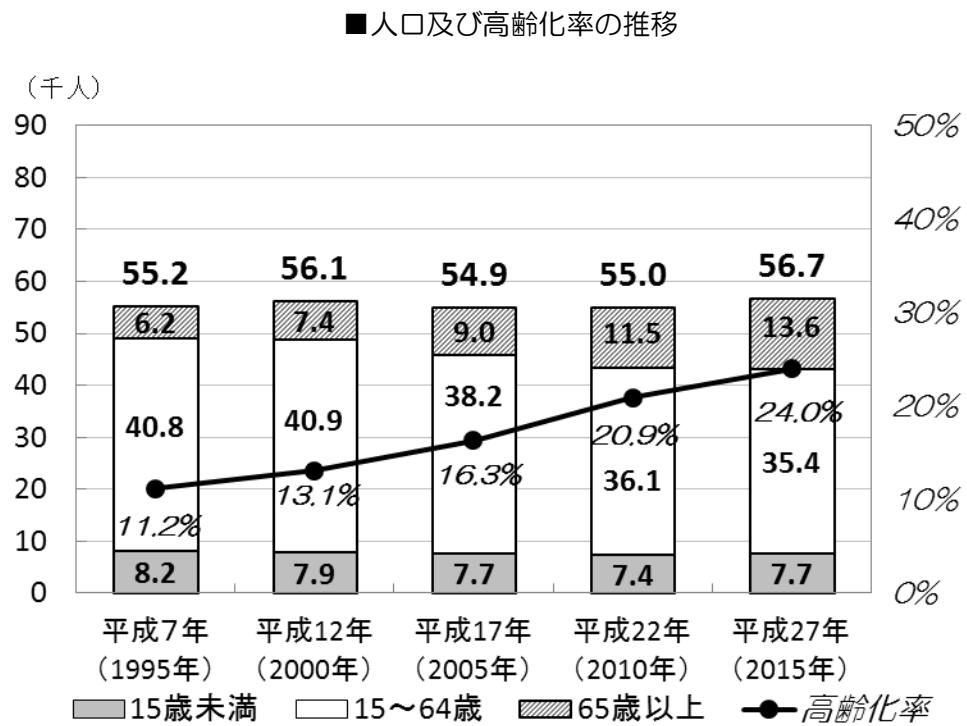
(2) 片山・岸部地域

この地域は、古来より丘陵の斜面と豊富で良質な粘土を用いて窯業が営まれ、平安京などの造営に使われた瓦の産地であったことが知られています。明治・大正時代には、ビール工場や国鉄吹田操車場が設けられ、当時の吹田を「ビールと操車場のまち」とイメージさせました。昭和に入ると、大阪高槻京都線（産業道路）の開通を機に、商店街が形成され、付近の丘陵部は住宅地として発展しました。

吉志部神社、吉志部瓦窯跡など、数々の歴史的建築や文化財、史跡などが残されています。南西部の片山公園周辺には、総合福祉会館や吹田保健所などの公共施設が集積しているほか、大和大学の開学や商業施設の開業により、新たにぎわいをみせています。東部には、大阪学院大学が立地しています。また、吹田操車場跡地では、国立循環器病研究センターを中心とした国際級の複合医療産業拠点の形成など、北大阪健康医療都市（健都）の整備が進められており、まちなみが大きく変わりつつあります。

人口は20年間、ほぼ横ばいで推移しています。また、高齢化率は市内の他の地域と比べてやや高い水準となっています。





総務省「国勢調査」から作成

(3) 豊津・江坂・南吹田地域

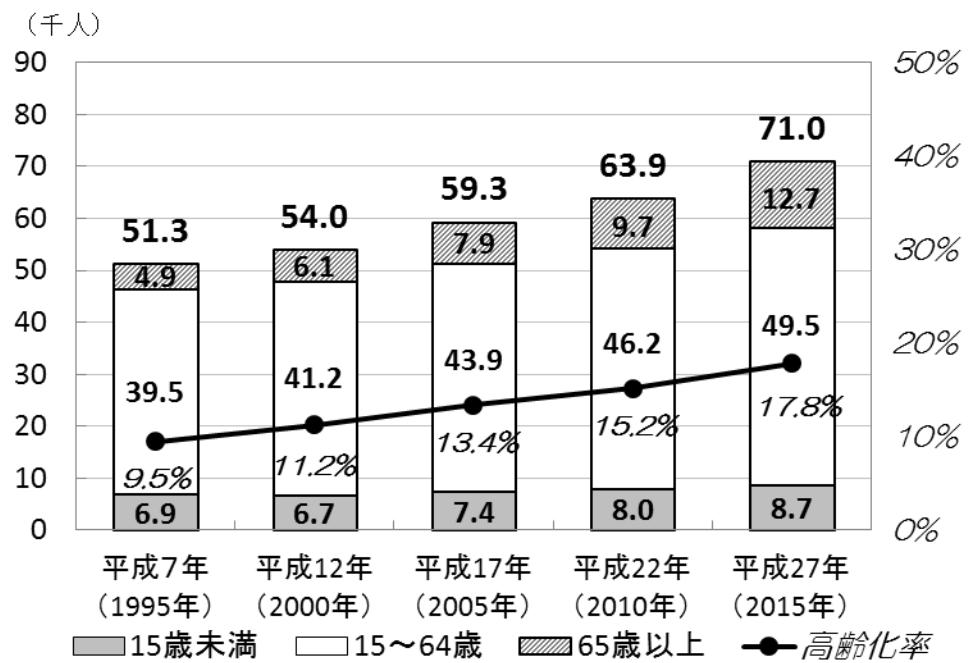
この地域は、地下水が豊富で、垂水神社など水にゆかりのある歴史的資源が多く残っています。また、垂水南遺跡などの遺跡からは、古代より広域的に交流があったことがうかがえます。千里ニュータウンの開発などを機に、新御堂筋や地下鉄御堂筋線の延伸整備が進むとともに、江坂駅周辺などの土地区画整理事業により道路や公園などが整備されました。

現在は、江坂駅を中心に北大阪の都心的なまちとして発展しており、卸売・小売業などの店舗や企業が集積するほか、民間の賃貸マンションが多く立地しています。一方、その周辺には旧集落の面影を残すまちなみ、北部には閑静な住宅地が形成されています。東部には市役所や文化会館（メイシアター）、南部の神崎川沿いには大規模な工場が集積しています。南部では、JR おおさか東線の南吹田駅の設置にあわせて、駅前広場や都市計画道路などの整備が進められています。また、高川や糸田川沿いは、貴重なみどりと水辺の空間となっています。

人口は増え続けており、生産年齢人口の割合が市内で最も高く、高齢化率は市内で最も低い地域となっています。



■人口及び高齢化率の推移



総務省「国勢調査」から作成

(4) 千里山・佐井寺地域

この地域は、古くから千里丘陵の尾根筋や谷筋に集落が形成され、歴史的なまちなみ、佐井寺伊射奈岐神社や佐井寺、春日神社など歴史的資源が数多く残されています。

中央部の千里山地区は、大正末期の北大阪電気鉄道（現阪急電鉄）の開通に伴う開発により、閑静な住宅街として発展してきました。近年、千里山駅東側は再整備され、千里山コミュニティセンターや商業施設が開業しました。また、関西大学の周辺には、学生向けのにぎわいのある商業地が形成されてきました。東部の佐井寺地区では、古くからの趣を残す市街地に加えて、土地区画整理事業により道路や公園などが整備され、新しい住宅が多く建設されました。

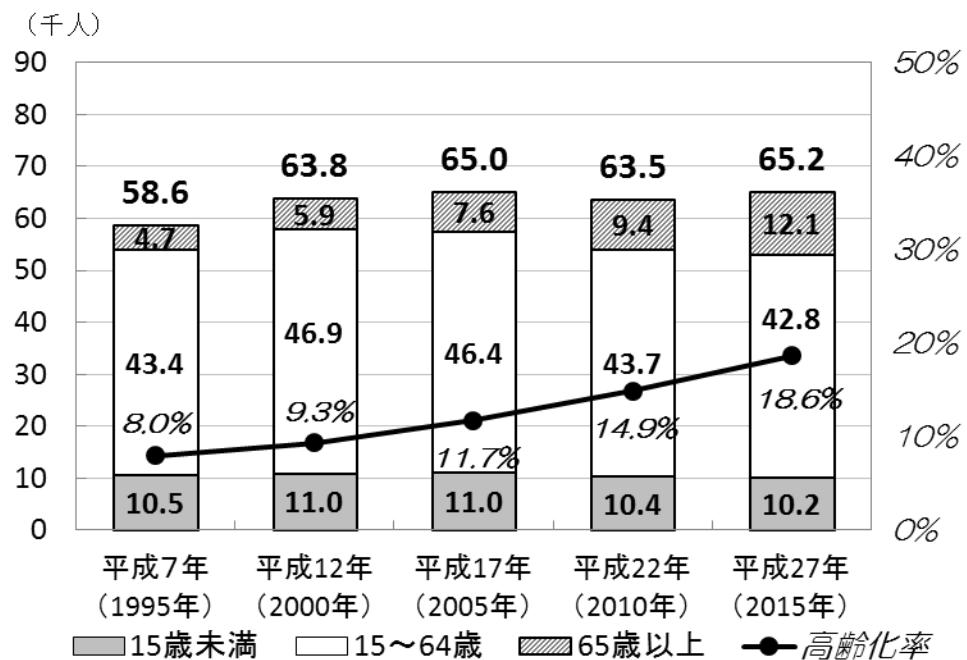
また、人口はゆるやかな増加傾向で、高齢化率は市内の他の地域と比べて低い水準となっています。

【写真】
例：佐井寺の旧集落
のまちなみ

■地域マップ



■人口及び高齢化率推移



総務省「国勢調査」から作成

(5) 山田・千里丘地域

この地域は、山田川や旧小野原街道沿いに古くから大きな集落が形成されており、旧家や由緒ある紫雲寺、圓照寺、山田伊射奈岐神社、太鼓神輿や権六おどりなど、有形、無形の歴史的資源が数多く残されています。

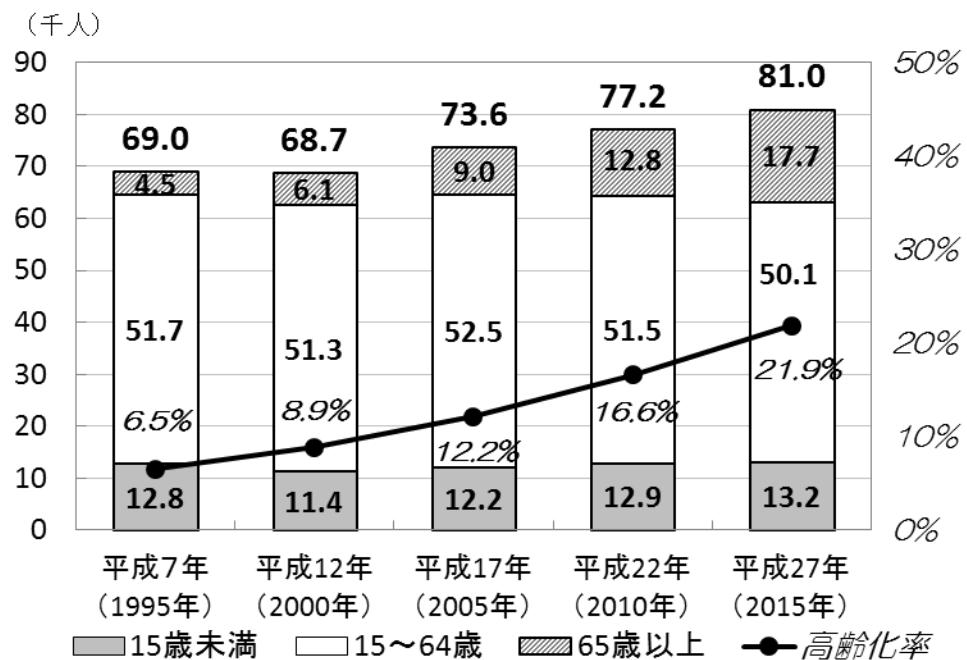
西部の山田西地区では、マンションや住宅団地の建設により急速に市街化が進みました。地域活動が盛んで、ヒメボタルの保存活動なども行われています。山田駅周辺には、商業施設や、子育て青少年拠点夢つながり未来館（ゆいぴあ）が立地しています。東部の千里丘地区では企業の厚生施設などが多く立地していましたが、住宅地へ変化している場所が多くみられます。大規模マンションの開発なども進められ、多くのファミリー世帯の転入により児童数が増加し、新たに千里丘北小学校が開校しました。

人口は、開発により住宅供給が進んだことから、平成17年（2005年）からは増加が続いているいます。また、高齢化が急速に進んでいます。

■地域マップ



■人口及び高齢化率推移



総務省「国勢調査」から作成

(6) 千里ニュータウン・万博・阪大地域

この地域は、竹林と雑木林の広がる丘陵地でしたが、昭和30年代から約10年にわたる大規模なニュータウン開発や、大阪大学の移転、日本万国博覧会の開催を経て、現在では、みどり豊かで計画的に整備されたまちなみが広がっています。

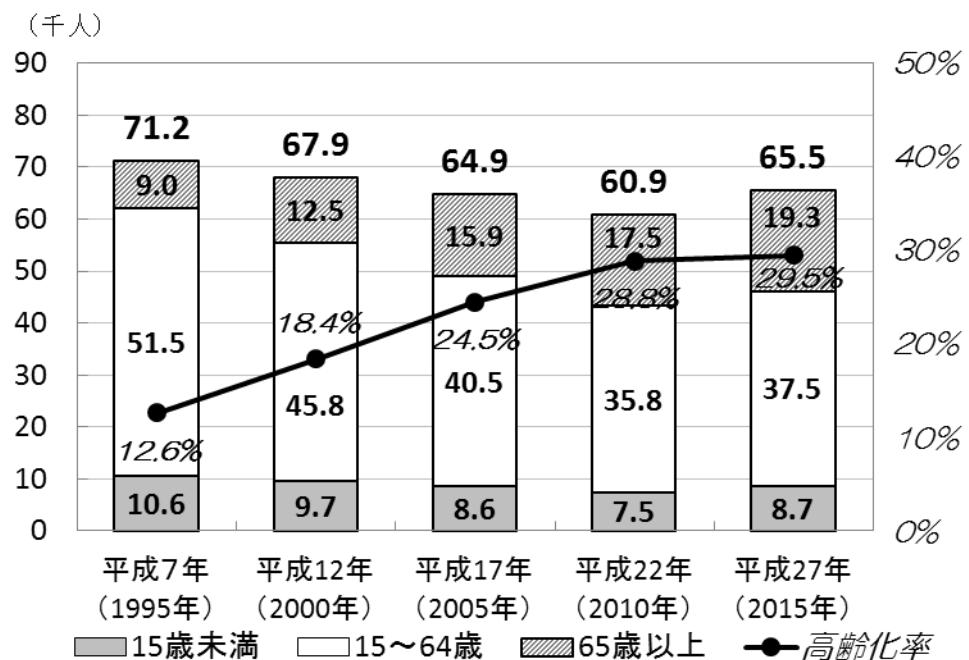
千里ニュータウンは、共同住宅と戸建住宅による住宅地、地区センターや近隣センターの商業地をはじめ、道路や公園などの公共空間が計画的に整備され、落ち着きのある住宅地として成熟したまちとなっています。ニュータウン建設から半世紀以上が経過し、老朽化した公的住宅の集約建替が進むとともに、余剰地へのマンション開発が行われています。北部から中部にかけては、大阪大学や千里金蘭大学、理化学研究所が立地しています。万博記念公園には、国立民族学博物館など文化・学術・研究施設や、さまざまなスポーツ・レクリエーション施設などが立地するほか、近年、市立吹田サッカースタジアムや大規模な商業施設が開業し、市内外から多くの人が訪れるにぎわいのあるエリアとなっています。

人口は減少傾向にありましたが、再開発による住宅供給が進み、平成27年（2015年）には大幅な増加に転じています。また、高齢化率は、市内の他の地域と比べて高い水準となっています。

■地域マップ



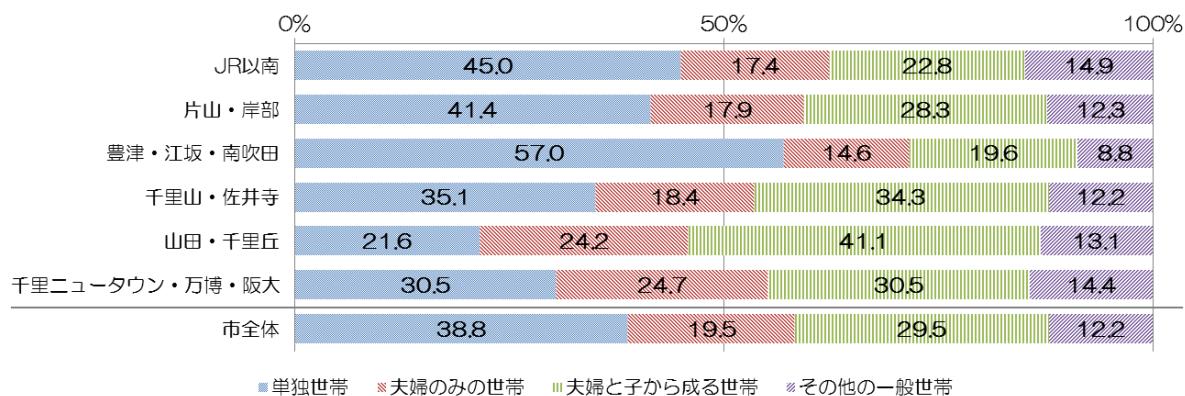
■人口及び高齢化率の推移



総務省「国勢調査」から作成

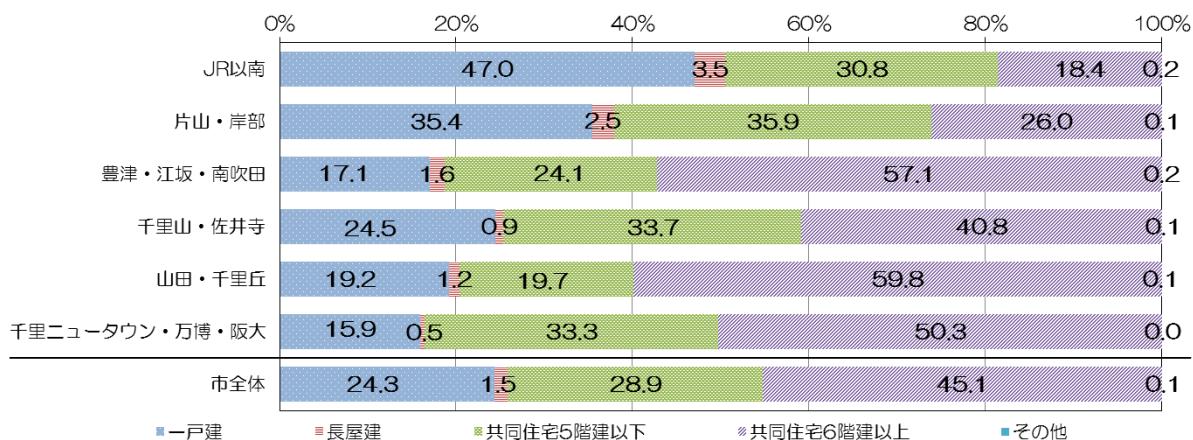
2. さまざまなデータでみる地域

■世帯類型別世帯数の割合



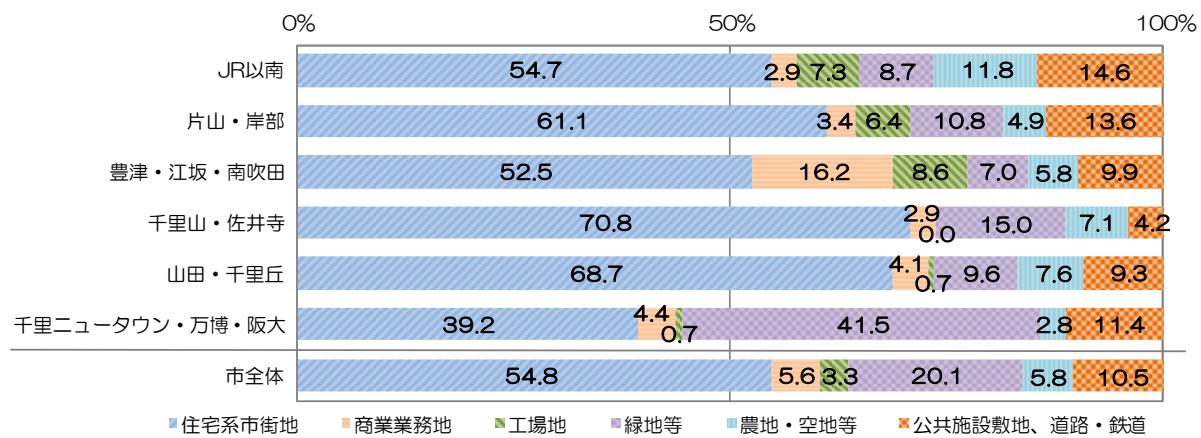
総務省「平成 27 年国勢調査」から作成

■住宅の建て方別世帯数の割合



総務省「平成 27 年国勢調査」から作成

■土地利用状況



吹田市「平成 27 年都市計画基礎調査」から作成

■緑被率

JR以南	8.0%
片山・岸部	13.3%
豊津・江坂・南吹田	10.7%
千里山・佐井寺	23.7%
山田・千里丘	23.2%
千里ニュータウン・万博・阪大	47.6%
市全体	21.6%

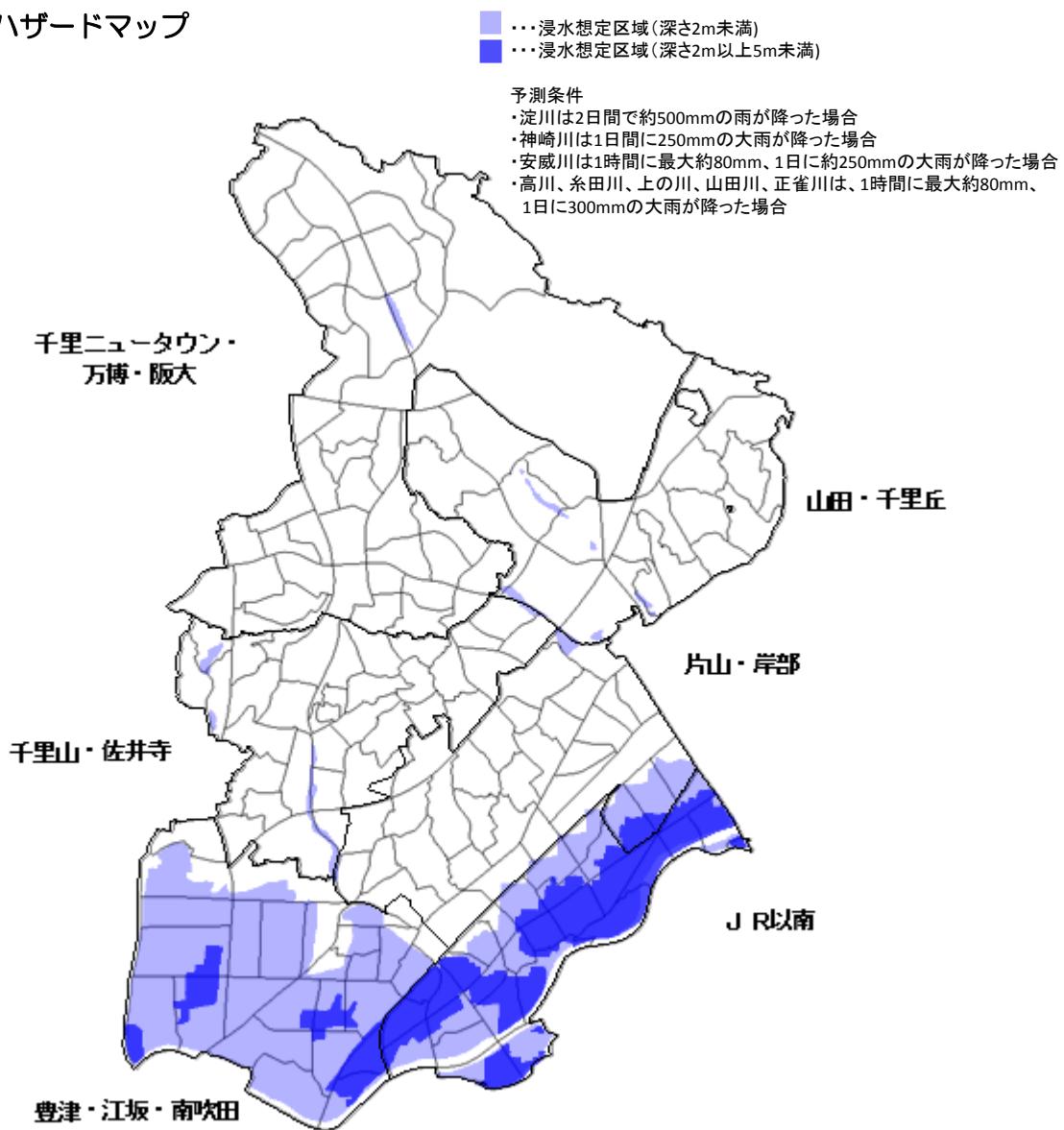
吹田市「第2次みどりの基本計画(改訂版)」(平成28年)
から作成

■公共交通網の便利さに満足している市民の割合

JR以南	60.4%
片山・岸部	51.9%
豊津・江坂・南吹田	63.7%
千里山・佐井寺	46.2%
山田・千里丘	44.1%
千里ニュータウン・万博・阪大	66.5%
市全体	54.5%

吹田市「平成26年度吹田市市民意識調査」から作成

■洪水ハザードマップ



吹田市「吹田市洪水避難地図(洪水ハザードマップ)」(平成28年)から作成

■犯罪発生件数

JR以南	492
片山・岸部	648
豊津・江坂・南吹田	847
千里山・佐井寺	398
山田・千里丘	586
千里ニュータウン・万博・阪大	318
市全体（平均）	548

吹田警察署「平成 28 年吹田防犯協議会支部別犯罪発生件数」から作成

■自治会加入率

JR以南	57.7%
片山・岸部	48.2%
豊津・江坂・南吹田	29.3%
千里山・佐井寺	44.6%
山田・千里丘	64.9%
千里ニュータウン・万博・阪大	67.1%
市全体	51.6%

(注) 数字は、地区ごとの総世帯数に対する自治会加入世帯数の割合を示す。

自治会加入世帯数は吹田市資料(平成 28 年 4 月 1 日)、総世帯数は住民基本台帳人口(平成 28 年 3 月末日)をもとに作成

■卸売・小売業事業所数

JR以南	456
片山・岸部	320
豊津・江坂・南吹田	1,560
千里山・佐井寺	296
山田・千里丘	327
千里ニュータウン・万博・阪大	258
市全体（平均）	536

総務省「平成 26 年経済センサス - 基礎調査結果」から作成

■製造業事業所数

JR以南	113
片山・岸部	50
豊津・江坂・南吹田	231
千里山・佐井寺	29
山田・千里丘	42
千里ニュータウン・万博・阪大	12
市全体（平均）	80

総務省「平成 26 年経済センサス - 基礎調査結果」から作成

III. 用語集

No.	用語	掲載箇所	説明
1	PDCA サイクル	基本構想 II-1.総合計画の役割 基本計画 II-1.基本計画の進行管理 ほか	P (Plan : 計画)、D (Do : 実行)、C (Check : 評価)、A (Action : 改善) のサイクルによる施策や事業などの立案から評価に至るまでのプロセス。総合計画においては、P (基本構想、基本計画、実施計画の立案)、D (事業実施)、C (行政評価)、A (翌年度の実施計画などへの反映) のサイクルにより進行管理を行う。
2	ローリング方式	基本構想 II-3.計画の期間	毎年度、修正や補完を行いながら、社会経済状況の変化や事業の実施状況に対応し、計画と現状とのかい離を調整する方法。
3	都市機能	基本構想 IV-2.都市空間の方向性 基本構想 V.施策の大綱【大綱 6】	居住、商業、工業、文化、教育、情報、レクリエーション、行政、交通といった都市におけるさまざまな活動に対して、さまざまなサービスを提供する役割。
4	都市施設	基本構想 V.施策の大綱【大綱 6】 基本計画 6-2【都市基盤】	道路、公園、水道、下水道など、都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設。
5	公共施設の最適化	基本構想 V.施策の大綱【大綱 8】 基本計画 8-1【行政経営】	市が保有する公共施設（学校、保育所、公民館などの一般建築物、道路などのインフラ系施設、ごみ焼却場などのプラント系施設など）について、人口動向の変化や各施設の老朽化などに対応しながら限られた予算の中で最適な整備・再配置・維持保全などを行うこと。
6	LGBT	基本計画 III.政策・施策 1-1【平和・人権】	性的指向及び性自認に関する呼称。レズビアン (Lesbian : 女性の同性愛者)、ゲイ (Gay : 男性の同性愛者)、バイセクシャル (Bisexual : 両性愛者)、トランスジェンダー (Transgender : 身体の性に違和感を持つ人) の英語の頭文字をとったもの。
7	性的マイノリティ		LGBTなどを含む、性的少数者。
8	ドメスティック・バイオレンス (DV)		配偶者や交際相手など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力なども含まれる。DV は Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) の略。
9	W リボンプロジェクト		女性への暴力や児童虐待の防止を一体として捉え、W (ダブル) リボンマークを旗印に、DV や児童虐待に関する講座の開催やピンバッジの販売などの活動を行うプロジェクト。なお、W リボンマークは、女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルであるパープルリボンと児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせて本市が独自で考案したもの。
10	パブリックコメント	基本計画 III.政策・施策 1-2【市民自治】	行政機関が重要な政策などを定めようとする場合に、あらかじめ政策などの案を公表して、その案について広く市民から意見を募集し、その意見を考慮したうえで最終的な意思決定を行う制度。
11	市民公益活動		ボランティアなど、市民が自発的に行う営利を目的としない社会貢献活動。
12	高度救助隊	基本計画 III.政策・施策 2-1【防災】	大規模災害などに迅速かつ的確に対応できるよう、高度救助資機材などをもち、人命の救助に関する専門的で高度な教育を受けた隊員で編成された救助隊。
13	自主防災組織		災害発生時の市民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動を推進するために、町内会や自治会などを単位として自主的に結成された組織。啓発活動や防災訓練を行う。
14	自主消火組織		大規模地震の発生時における地域での初期消火活動を目的とし、可搬式の消防ポンプを配置した組織。

No.	用語	掲載箇所	説明
15	青色防犯パトロール	基本計画 Ⅲ.政策・施策 2-2【防犯】	警察から青色回転灯を装備した自動車による自主防犯活動を適正に行うことができる旨の証明を受けた団体が実施するパトロール。
16	老老介護	基本計画 Ⅲ.政策・施策 3-1【高齢者福祉】	高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦、親子、兄弟などがそれぞれ介護者・被介護者となるケース。
17	吹田市民はつらつ元気大作戦		1人でも多くの高齢者が主体的に介護予防に取り組むことにより、市民の健康寿命延伸が図られるよう、介護予防の普及啓発に力を入れる観点から、教室や講座、健康づくり活動への支援など、介護予防に関するさまざまな取組に愛称をつけたもの。
18	団塊の世代	基本計画 Ⅲ.政策・施策 3-1【高齢者福祉】	第二次世界大戦直後の第一次ベビーブームの時期に生まれた世代。一般的には昭和22~24年(1947~1949年)に生まれた人々をさす。
19	後期高齢者		本計画では、75歳以上の高齢者をさす。
20	認知症サポーター		認知症サポーターキャラバンにおける「認知症サポーター養成講座」を受講した人。認知症に関する理解があり、声かけや見守りといった簡単な日常生活の手助けなどを行う。
21	グループホーム		高齢者や障がい者などが地域社会の中で自立した生活を営むため、介護従事者のサポートを受けながら、少人数で共同生活をする住まいの場。
22	移動支援事業	基本計画 Ⅲ.政策・施策 3-2【障がい者福祉】	屋外での移動が困難な障がい者(児)及び難病患者に対し、外出時にガイドヘルパーを派遣し、必要な移動の介助及び外出時においても必要となる介護を提供する事業。
23	福祉的就労		障がいのある人が、障がい福祉サービス事業所などの福祉的な支援のある環境で就労すること。雇用契約に基づく就労と雇用契約のない就労があり、障がいの特性にあわせた就労が可能。また、一般就労(企業などの就労)に進むための支援もある。
24	就労継続支援(非雇用型) 事業所		通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難な障がい者に対して、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
25	地区福祉委員会	基本計画 Ⅲ.政策・施策 3-3【地域福祉】	おおむね小学校区ごとにつくられた地域福祉推進のための住民組織で、市内に33組織がある(平成30年5月時点)。自治会、高齢クラブなどの各種団体から参加・協力する人と、民生委員・児童委員、ボランティアなどで構成されている。「小地域ネットワーク活動」を中心に、地域の実情にあわせて多彩な活動を行っている。
26	民生委員・児童委員		民生委員は「民生委員法」に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤特別職の地方公務員であり、「児童福祉法」に基づく児童委員を兼ねている。社会奉仕の精神をもって、地域福祉の向上のため、常に住民の立場となって相談・支援を行う。 児童委員は、地域の子供たちが元気に安心して暮らせるよう、子供や妊産婦、母子家庭に関する相談・支援などを行う。

No.	用語	掲載箇所	説明
27	災害時要援護者		大規模災害の発生時や災害の恐れがあるときに、高齢者や障がい者など、避難する際に支援を必要とする人で、家族などの支援だけでは避難することができない、または、家族などの支援を受けられない人。
28	小地域ネットワーク活動	基本計画 Ⅲ.政策・施策 3-3【地域福祉】	地区福祉委員会による地域住民のつながりづくりを目的としたさまざまな援助活動。「ふれあい昼食会」「いきいきサロン」「子育てサロン」などのようなグループ援助活動や、「見守り・声かけ活動」のような個別援助活動、広報紙発行や研修会の開催などの活動がある。
29	福祉避難所		高齢者や障がい者など、災害時に避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象に開設する避難所。社会福祉事業を行う施設などのうち、一定の条件を満たす施設を指定する。
30	健康寿命		健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
31	生活習慣病		食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に関与する疾病。主な生活習慣病には、がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病などがある。
32	北大阪健康医療都市（健都）		JR 岸部駅北側、「健康と医療」をコンセプトとしたまちづくりを進めている、約 30ha のエリア。愛称：健都（けんと）。
33	医療イノベーション	基本計画 Ⅲ.政策・施策 3-4【健康・医療】	医薬品や医療機器などをはじめとする最先端の医療技術の実用化など、医療分野における革新的で新しい価値を創り出すこと。
34	国立循環器病研究センター		全国に 6 つある国立高度専門医療研究センター（ナショナルセンター）の 1 つで、心臓病や脳卒中、高血圧などの循環器病を専門に世界最先端の治療と研究を行っている厚生労働省所管の独立行政法人。心臓移植などの高度な医療分野において国内外で指導的な役割を果たす。平成 31 年 7 月に北大阪健康医療都市（健都）への移転を予定している。
35	特定健康診査（吹田市国保健康診査）		糖尿病などの生活習慣病の予防を目的とする、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査。本市では、40 歳以上 74 歳以下の吹田市国民健康保険の被保険者を対象に実施している。
36	認定こども園		就学前児童に教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。
37	子育て支援コンシェルジュ	基本計画 Ⅲ.政策・施策 4-1【子育て】	子育てに関する相談に応じる専門の職員。本市では、「のびのび子育てプラザ」などに配置している。
38	ひとり親家庭相談		ひとり親家庭や寡婦の方の生活上の悩み、就業などに関する助言・情報提供を行う相談支援。
39	ICT	基本計画 Ⅲ.政策・施策 4-2【学校教育】 8-1【行政経営】	情報や通信に関する技術の総称。Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。

No.	用語	掲載箇所	説明
40	留守家庭児童育成室	基本計画 Ⅲ.政策・施策 4-3【青少年育成】	放課後などに児童が安心安全に過ごせる居場所として、仕事などで保護者が家庭にいない児童を対象に提供される適切な遊びや生活の場。本市ではすべての小学校に設置している。
41	太陽の広場		地域ボランティアの協力のもと、放課後などに児童が安心安全に過ごしながら、さまざまな体験や活動が行える場。各小学校区において実施。
42	市民大学講座	基本計画 Ⅲ.政策・施策 4-4【生涯学習】	市民の教養を深める学びの場として、本市で実施している講座。社会情勢や現代的課題を学ぶ「特別講座」と市内大学との連携により大学の特徴を活かした「大学連携講座」がある。
43	低炭素社会	基本計画 Ⅲ.政策・施策 5-1【環境】	現状の産業構造やライフスタイルを変えることにより、化石燃料に依存する社会構造を変革し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を低く抑えた社会。
44	環境美化推進重点地区		公共の場所でのポイ捨てや違法な屋外広告物の掲出を禁止とともに、これらへの対策を特に必要とする地域。
45	PJ（ペタジュール）		J（ジュール）はエネルギー（熱）量を表す単位であり、1気圧において1gの水の温度を1℃上げるのに必要なエネルギー（熱）量は約4.2Jに相当。P（ペタ）は10の15乗。
46	太陽光発電システム		ソーラーパネルを用いて太陽光から発電した電気を家庭などで利用できるようにするシステム。
47	マイバッグ		買い物後に、そのまま捨てられてしまうことの多いレジ袋などのごみを減らすため、小売店での購買時に、レジ袋をもらう代わりに用いる買い物袋。
48	環境美化推進団体		自分たちの住むまちの環境美化活動を自ら実践するとともに、市と連携して啓発活動などを行う5人以上の環境美化推進員で構成する団体。
49	生物多様性	基本計画 Ⅲ.政策・施策 5-1【環境】 6-1【都市空間】	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。
50	土地区画整理事業	基本計画 Ⅲ.政策・施策 6-1【都市空間】	公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う面的整備事業。
51	地区整備計画		地区的住民などが主体となってつくる地区計画の目標や方針に従って、道路、公園などの配置や建物の用途、形態などに関する制限などについて、具体的にルールを定める計画。
52	景観重点地区		特に重点的に良好な景観の形成を図る必要がある地区で、景観形成地区と景観配慮地区の2種類。景観形成地区では、住民などの合意のもと指定し、地区的特性に応じた地区景観形成基準を定め、協働により景観形成の推進を図る。
53	みどりの協定		「みどりの保護及び育成に関する条例」に基づき、道路に接する敷地の緑化を推進するため、市民が区域を定めて緑化について市と合意したときに締結する協定。道路境界から一定範囲の植栽については、樹木などの配付の助成制度がある。

No.	用語	掲載箇所	説明
54	都市計画道路		都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための都市計画法に定める都市施設の1つ。
55	バリアフリー重点整備地区		駅などの旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区で、公共交通機関、建築物、道路、都市公園などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区。
56	水道基幹管路	基本計画 Ⅲ.政策・施策 6-2【都市基盤】	水道管の中でも重要な役割を担う管路。導水管（水源から浄水場まで水を送る水道管）、送水管（浄水場から配水池まで水を送る水道管）、配水管（配水池から各家庭に水を送る水道管の内、幹線の役割を有するもの）をさす。
57	雨水排水施設		降水により発生した表面水を収集し、河川に放流するための施設。雨水ます、雨水管きょ、ポンプ施設によって構成される。浸水被害の軽減を図る、雨水を貯留・排水する増強管（貯留管）や増強ポンプなども含まれる。本市では、雨水レベルアップ整備事業として、10年に1度の雨（1時間に約50mm）に対応できる施設の整備を進めている。
58	自転車通行空間		自転車が通行するための道路、または道路の部分で、自転車道や自転車専用通行帯、自転車走行を誘導する路面標示などの整備により確保を図る。
59	ワークライフバランス	基本計画 Ⅲ.政策・施策 7-1【地域経済】	人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などさまざまな活動について、自らの希望に沿った形でバランスをとりながら展開できる状態のこと。
60	障がい者就職応援フェア		本市、ハローワーク淀川、吹田商工会議所の連携による、障がい者の就労支援を目的とした合同就職面接会。
61	多文化共生	基本計画 Ⅲ.政策・施策 7-2【文化・スポーツ】	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の活力、構成員としてともに生きていくこと。
62	Jリーグ		日本プロサッカーリーグの通称。
63	ガンバ大阪		Jリーグに加盟するプロサッカーチームであり、本市、茨木市、高槻市、豊中市、摂津市、池田市、箕面市を中心に北摂・北河内地域をホームタウン（本拠地）としている。
64	ホームタウン活動	基本計画 Ⅲ.政策・施策 7-3【都市魅力】	Jリーグ加盟クラブによる、それぞれのホームタウン（本拠地）におけるスポーツの普及と振興を目的とした活動。地域のイベントへの参加や地域の学校への訪問など、サッカーを通じたさまざまな社会貢献活動が行われている。
65	情報発信プラザ（Inforestすいた）		産業や観光資源など本市のさまざまな都市魅力を市内外に向けて発信する施設。「Inforest」は、information（情報）、forest（森）、rest（憩う）を組み合わせた造語。

No.	用語	掲載箇所	説明
66	地方分権改革	基本計画 Ⅲ.政策・施策 8-1【行政経営】	住民に身近な行政は、できる限り地方自治体が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参画し、協働していくことをめざす改革。
67	個別施設計画	基本計画 Ⅲ.政策・施策 8-1【行政経営】	「公共施設総合管理計画」に基づき、市が保有する公共施設（学校、保育所、公民館などの一般建築物、道路などのインフラ系施設、ごみ焼却場などのプラント系施設など）について、個別の施設ごとに施設の特性に応じた維持管理・更新などの取組内容などを整理した計画のこと。
68	行政評価	基本計画 Ⅱ.基本計画推進のために	市が実施した取組の成果や進捗状況を客観的な評価基準に基づき、把握・分析すること。
69	財政調整基金	基本計画 Ⅲ.政策・施策 8-1【行政経営】	地方自治体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。
70	公債費	基本計画 Ⅲ.政策・施策 8-1【行政経営】	地方自治体が借り入れた地方債の元金の償還（返済）及び利子の支払いに要する経費。
71	公債費比率	基本計画 Ⅲ.政策・施策 8-1【行政経営】	公債費の標準財政規模に対する割合を表す指標。この比率が高いほど、財政構造の硬直化の要因となる。
72	経常収支比率	基本計画 Ⅲ.政策・施策 8-1【行政経営】	経常的な収入のうち、義務的経費などの支出に使われる費用の割合を表す指標。この比率が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいるといえる。
73	赤字地方債	基本計画 Ⅲ.政策・施策 8-1【行政経営】	臨時財政対策債など、財源不足に対応するため特例的に発行する市債。
74	標準財政規模	基本計画 Ⅲ.政策・施策 8-1【行政経営】	標準的な状態で通常見込まれる経常的な収入の規模。